

第 1 回射水市バリアフリーマスタートプラン策定協議会 資料

令和元年 10 月 9 日

【目次】

I. バリアフリーマスタープランの策定について

I-1	策定の背景及び目的	1
I-2	バリアフリーマスタープランの概要	1
I-3	バリアフリーマスタープランの位置づけ	2
I-4	バリアフリーマスタープランの期間	2
I-5	策定スケジュール（案）	3

II. 本市の概況

II-1	本市の概況	4
II-2	生活関連施設及び交通網の状況	8
II-3	主要施設及び交通網のバリアフリー状況	13

III. 上位・関連計画の整理（概要）

III-1	バリアフリー法	17
III-2	富山県民福祉条例	17
III-3	第2次射水市総合計画	18
III-4	射水市都市計画マスタープラン 全体構想（案）	18
III-5	射水市公共交通プラン	18
III-6	射水市地域福祉計画 改定版	18
III-7	射水市高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画基本計画	19
III-8	第2次射水市障がい者基本計画	19
III-9	射水市観光振興計画	19
III-10	小杉地区都市再生整備計画	19
III-11	新湊地区都市再生整備計画	20
III-12	大門・大島地区都市再生整備計画	20
III-13	小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想	20

IV. 移動等円滑化促進地区の設定について

IV-1	移動等円滑化促進地区の設定の考え方	21
IV-2	想定される移動等円滑化促進地区周辺の特性	22

V. 住民意向の把握について

V-1	既往アンケート調査結果の概要	29
V-2	関係者ヒアリング調査(案)の概要	31
V-3	まち歩き点検(案)の概要	32

I. バリアフリーマスタープランの策定について

I-1 策定の背景及び目的

本市では、令和2年度に向けて、都市計画マスタープランの見直し、公共交通網形成計画の策定を行い、中長期的な観点から将来像を展望し、地域の特性を活かしながらその魅力を高め、公共交通の利便性を高めるとともに持続性の高い都市経営を目指し、まちづくりに取り組んでいるところである。

一方、国においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）」を一部改正し、市町村がバリアフリーに関するマスタープランを策定する制度を創設し、バリアフリーのまちづくりに対する取り組みを強化しようとしている。

これらのことを踏まえ、地域における高齢者や障がい者等が日常生活や社会生活を確保する上で生活の支障となる物理的障害や精神的障害を取り除き、都市整備等と連携したバリアフリー化を推進するため、本市のまちづくりにおける各種計画の策定に合わせてバリアフリーの基本方針を策定することを目的とする。

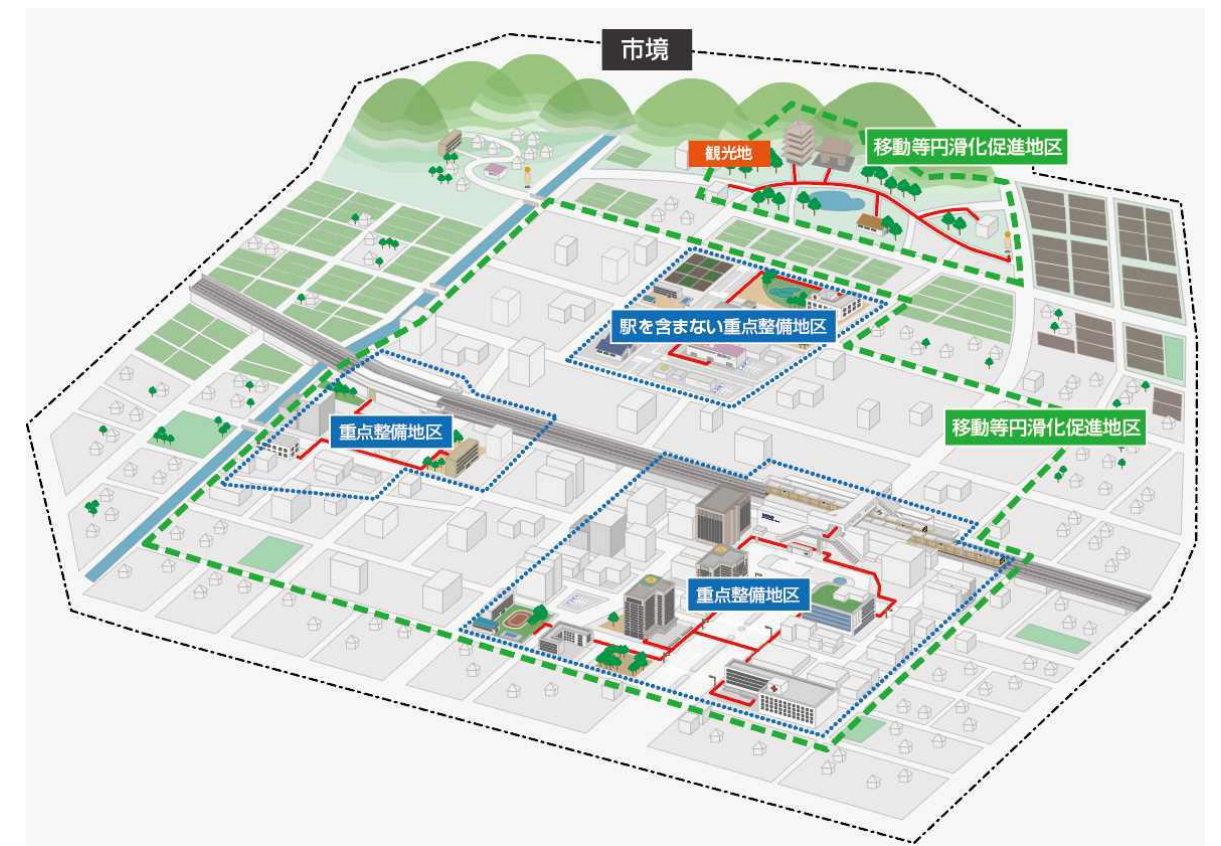
I-2 バリアフリーマスタープランの概要

(1) バリアフリーマスタープランの概要

バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされている。

本法律で想定された移動等円滑化促進方針（「バリアフリーマスタープラン」）は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（「移動等円滑化促進地区」）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについての考え方を共有するものである。

図 バリアフリーマスタープラン・バリアフリー基本構想のイメージ



資料) 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
(平成31年3月 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課)

(2) バリアフリーマスタープランに明示すべき事項

マスタープランに明示すべき事項については、バリアフリー法（第24条の2）において、以下のとおり規定されている。

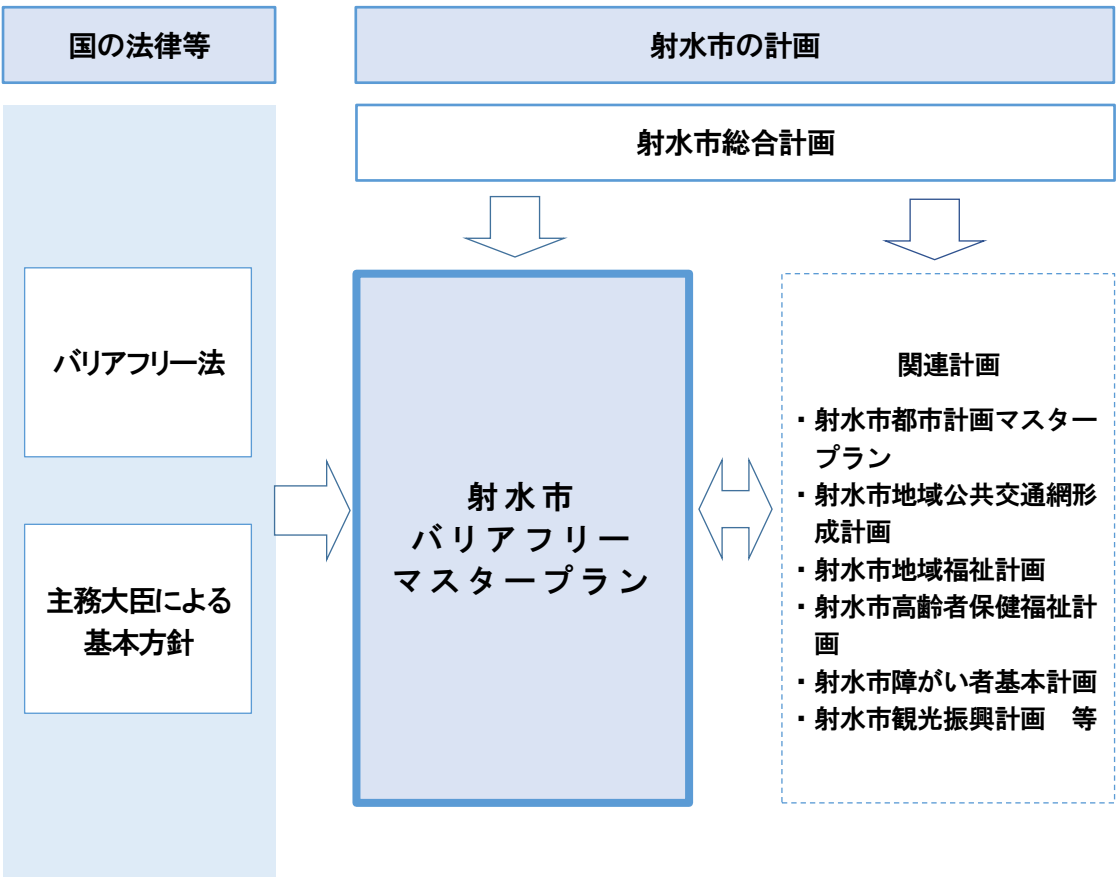
図 バリアフリーマスタープランに明示すべき事項

1. 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針
 2. 移動等円滑化促進地区の位置及び区域
 3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項
 4. 行為の届出等に関する事項
 5. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
 6. その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項
- ※5.については、任意記載事項

I-3 バリアフリーマスタープランの位置づけ

本マスタープランは、バリアフリー法及び基本方針に基づいて策定する。また、策定にあたっては、射水市総合計画をはじめとする上位・関連計画の考え方を踏襲し、整合性について十分に考慮する。

図 本マスタープランの位置づけ



I-4 バリアフリーマスタープランの期間

本マスタープランの期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の5年間とする。

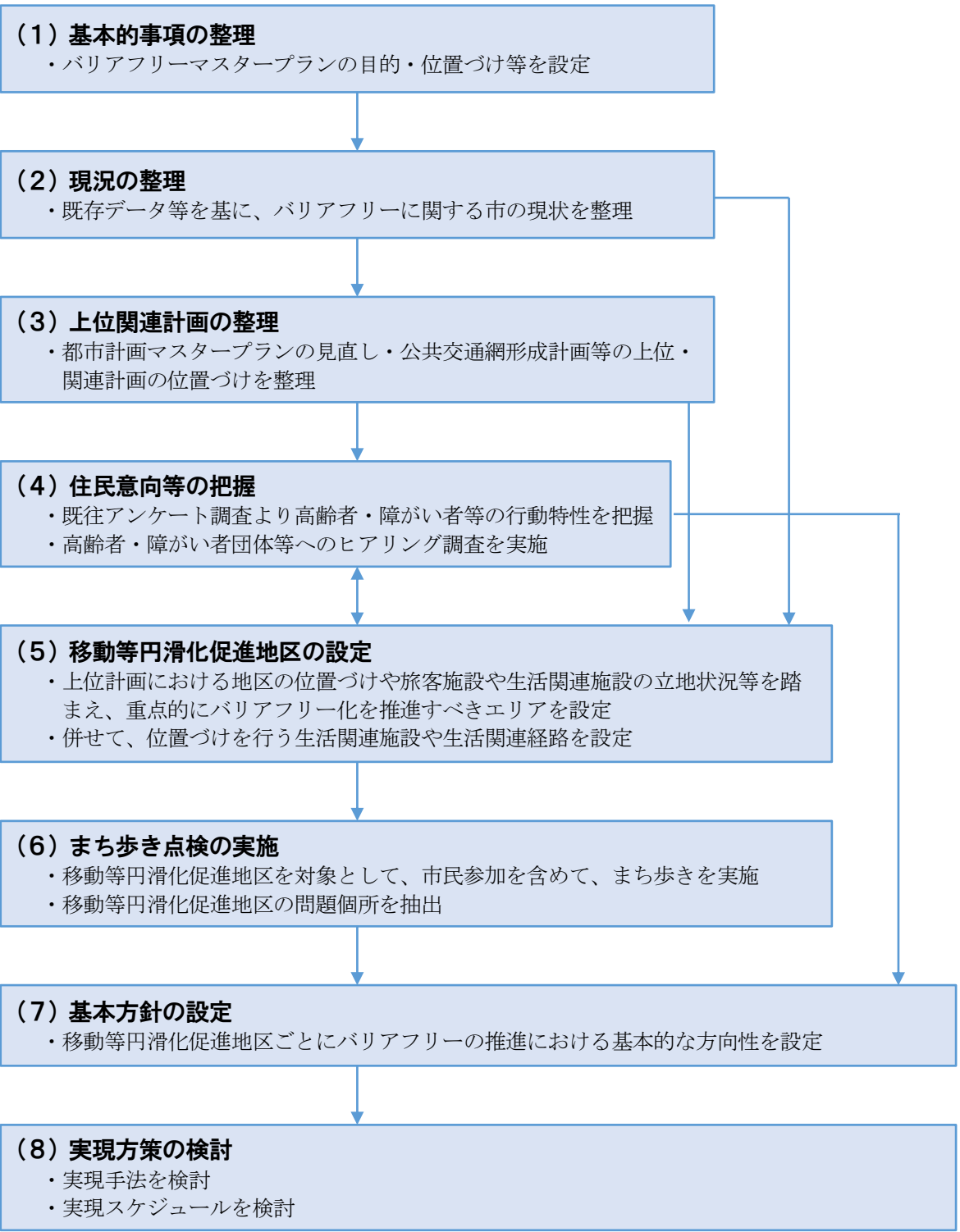
なお、5年目の2024年度（令和6年度）を目処に、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、必要があると思われるときは、移動等円滑化促進方針を変更するものとする。

I-5 策定スケジュール（案）

(1) 策定フロー（案）

本マスタープランは、以下のフローに基づき、策定を進める。

図 策定フロー（案）



(2) 策定スケジュール（案）

本マスタープランは、以下のスケジュールに基づき、策定を進める。

図 策定スケジュール（案）

	2019年				2020年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 基本的事項の整理	■						
2. 現況の整理	■						
3. 上位関連計画の整理	■						
4. 住民意向等の把握							
・既往アンケートの整理	■						
・関係団体ヒアリング		■					
5. 移動等円滑化促進地区の設定	■	■					
6. まち歩き点検の実施	■	■	■				
7. 基本方針の設定		■	■	■	■		
8. 実現方策の検討			■	■	■	■	
マスタープランの作成							■
バリアフリーマスタープラン策定協議会		①		②		③	
幹事会		①		②		③	
パブリックコメント						■	

第1回
【主要議題】
・策定目的等の共有
・現況等の共有
・移動等円滑化促進地区の設定の考え方の意見交換
・ヒアリング調査・まち歩き点検方法の意見交換

第2回
【主要議題(案)】
・ヒアリング調査・まち歩き点検結果の共有
・移動等円滑化促進地区案の意見交換
・基本方針の考え方の意見交換

第3回
【主要議題(案)】
・バリアフリーマスタープラン（案）の意見交換

Ⅱ. 本市の概況

Ⅱ－１ 本市の概況

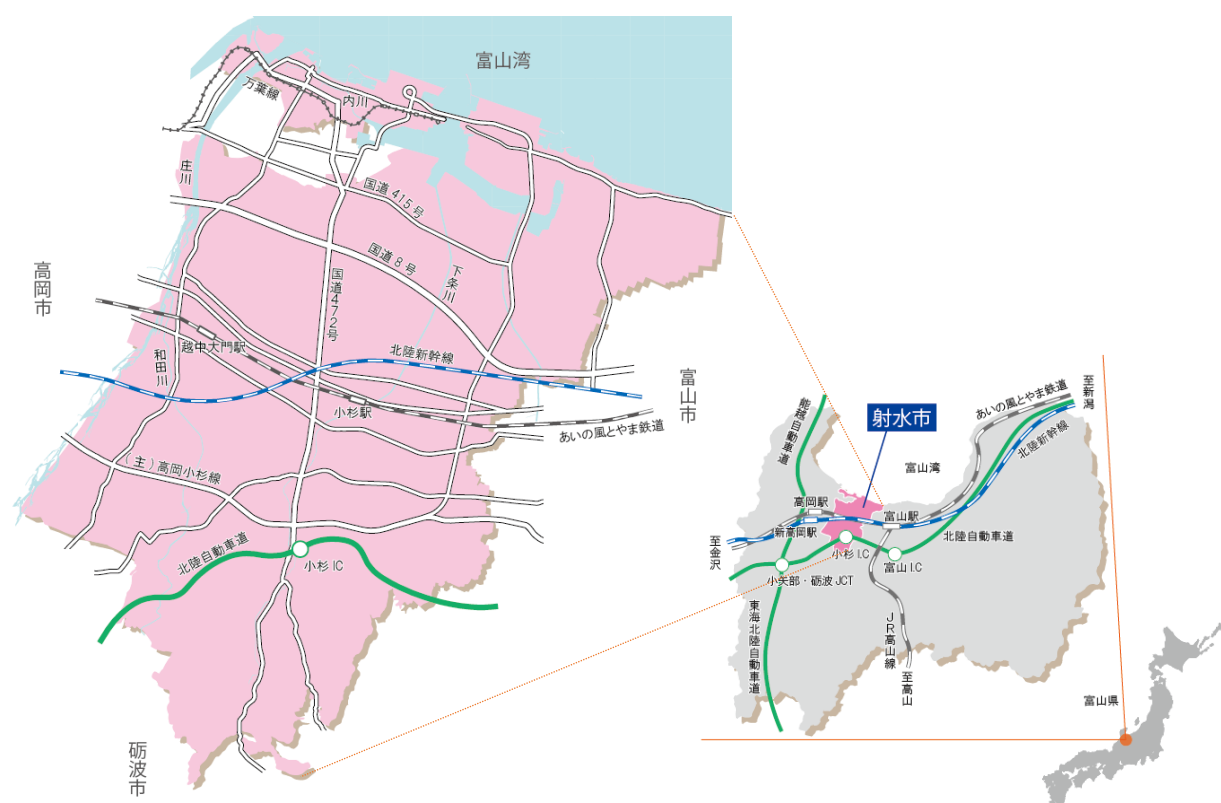
（１）位置及び地勢

本市は、富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接している。市域は、東西 10.9 km、南北 16.6 km で、総面積は 109.43 km² となっており、県土面積の約 2.6% を占めている。

地形は庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な平野部と南部の丘陵部で構成されている。標高は海拔 0 m から 140.2 m であり、四季折々において彩り豊かな自然がみられる。

また、日本海側のほぼ中央に位置し、市内に国際拠点港湾伏木富山港（新湊地区）、その後背地に県内最大級の工業団地、さらに内陸部には北陸自動車道小杉インターチェンジを擁し、環日本海交流の拠点として、いわば 360° の交流・連携を可能とする優位性を持っている。

図 本市の位置

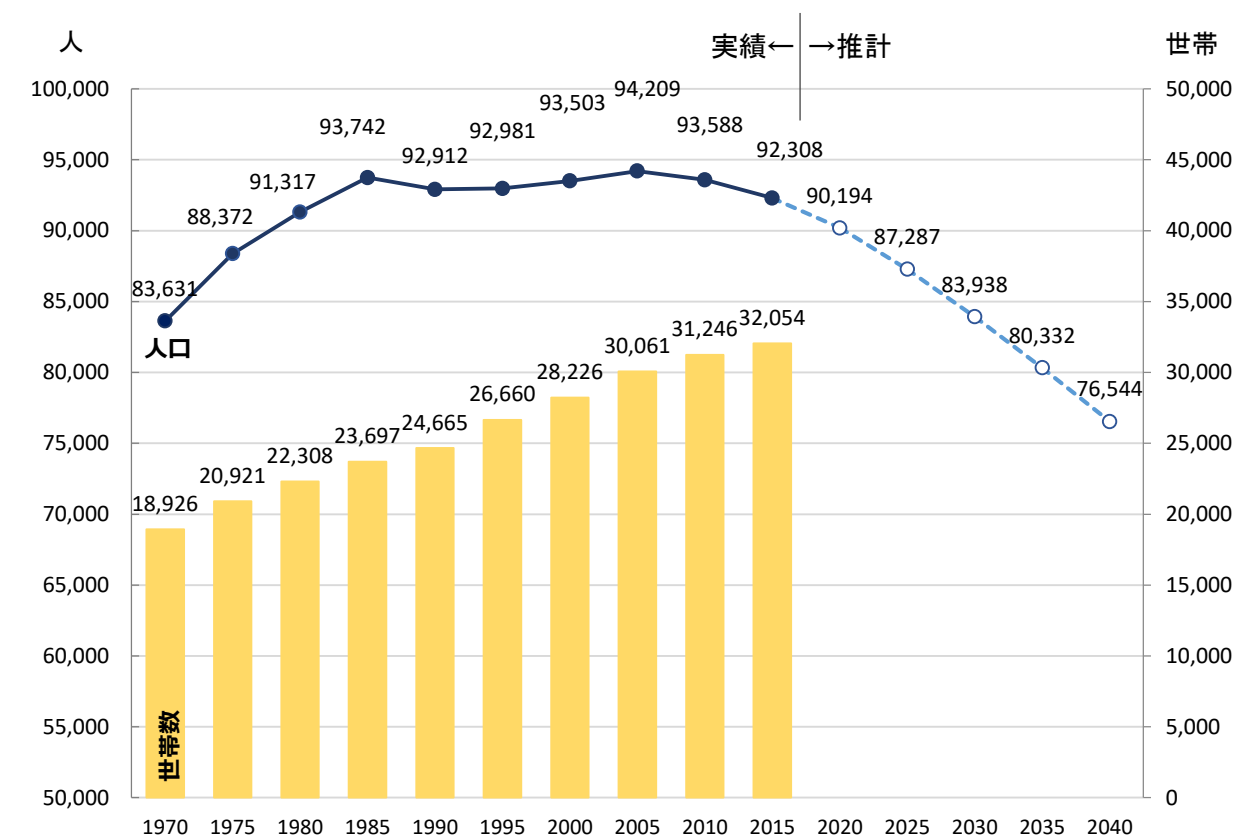


（２）人口

2015 年の人口は 9.2 万人であり、2005 年の 9.4 万人をピークに減少傾向にある。

なお、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（2018 年(H30)推計）によると、約 20 年後の 2040 年には 7.7 万人ほどまで減少する見通しとなっている。

図 人口・世帯数の実績値と人口の推計値



資料) 総務省「国勢調査（1970 年～2015 年）」

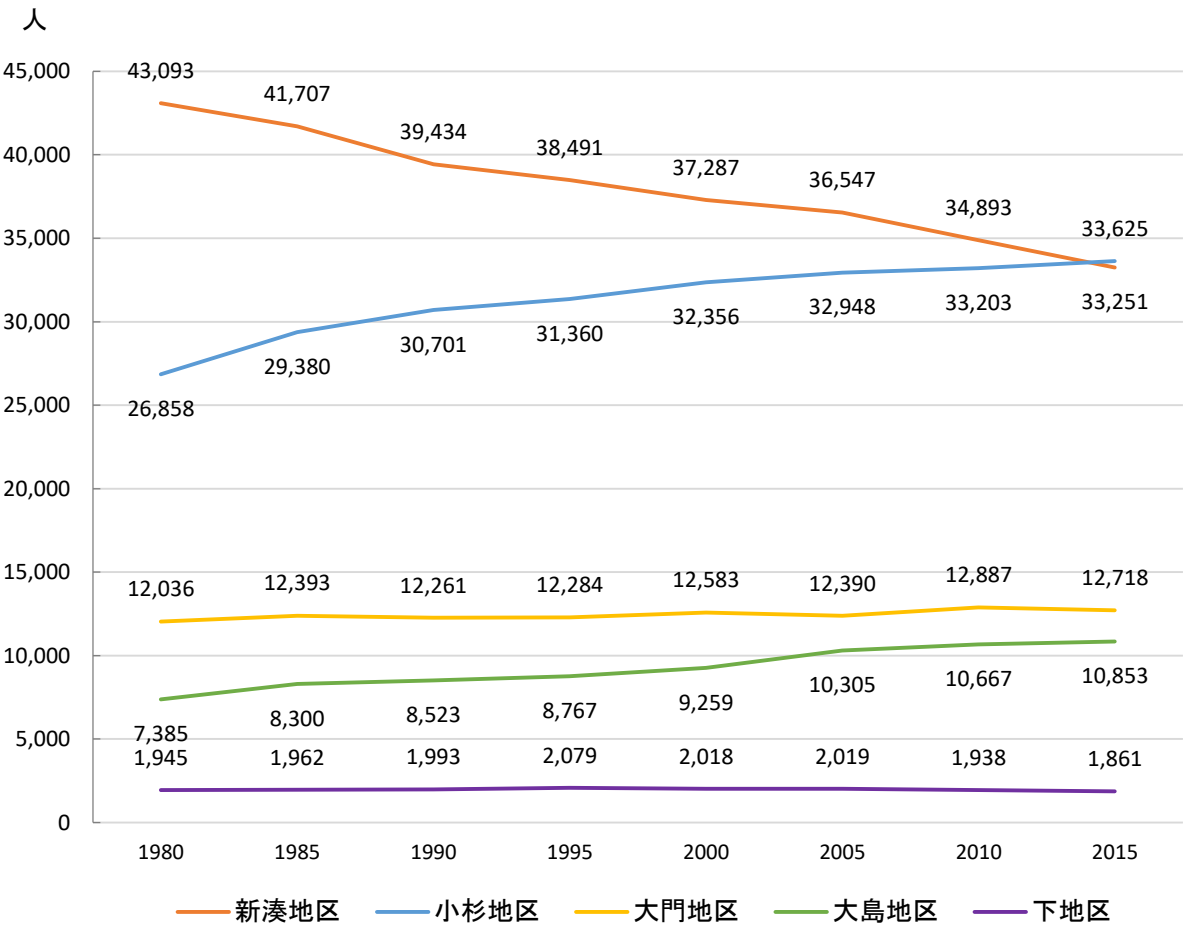
※1970 年から 2005 年までの値は旧市町村の値を合算したもの

1980 年は普通世帯、1985 年から 2015 年は一般世帯

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」

また、地区別にみると、2015 年では、小杉地区が最も多く、新湊地区、大門地区、大島地区、下地区が続いている。特に小杉地区及び新湊地区の上位 2 地区で、全体の約 7 割を占める。市全体の人口が減少傾向にある中で、新湊地区の減少傾向が顕著である。

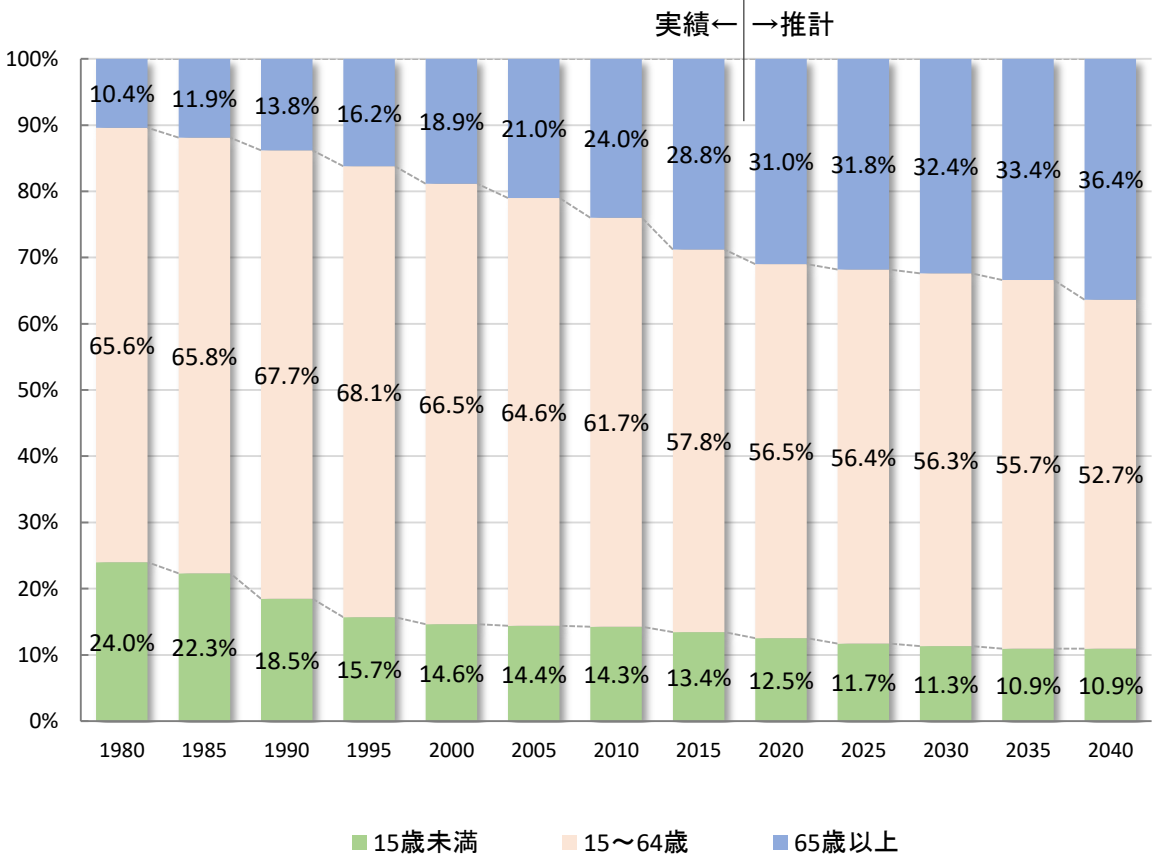
図 地区別人口の実績値



資料) 総務省「国勢調査(1980 年～2015 年)」

一方、年齢別にみると、2015 年では、高齢者人口(65 歳以上)が 28.8%を占め、年少人口(14 歳以下)の 13.4%の 2 倍以上となっている。

図 年齢 3 区分別 人口割合の実績値と推計値



資料) 総務省「国勢調査(1980 年～2015 年)」
※1980 年から 2005 年までの値は旧市町村の値を合算したもの
割合は、分母から不詳を除いて算出
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」

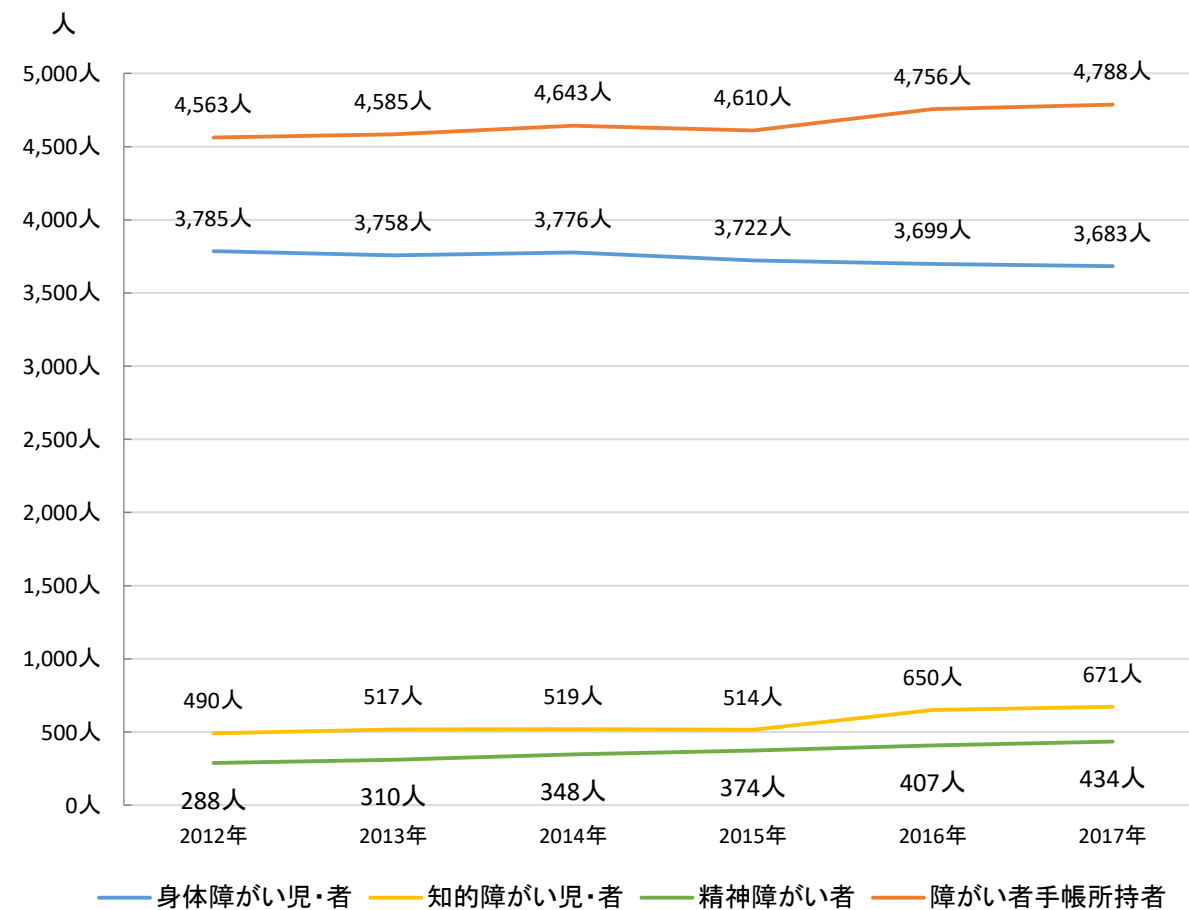
（３）障がい者数

2017年の障がい者手帳所持者数は4,788人（重複含む）であり、人口に占める障がい者手帳所持者数の割合は、約5.1%となっている。

人口が減少傾向で推移する中で、障がい者手帳所持者数は緩やかな増加傾向にあり、直近の5年間で225人が増加している。

障害の種類別にみると、各年ともに身体障がい児・者が最も多く全体の約7割から8割を占めるほか、知的障がい児・者、精神障がい者が続いている。また、直近の5年間では、身体障がい児・者が緩やかな減少傾向にある一方で、知的障がい児・者や精神障がい者が増加傾向にある。

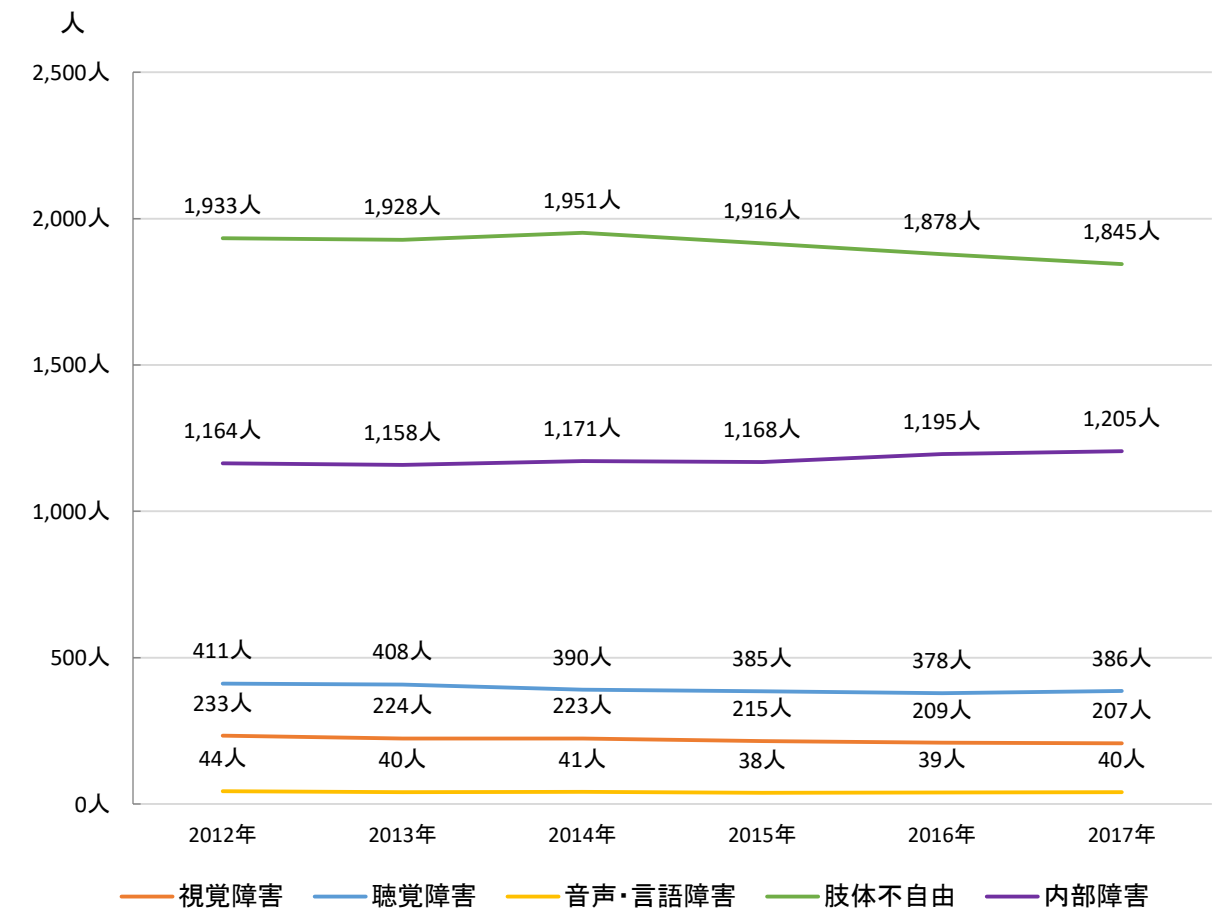
図 障がい者手帳所持者数の推移（実績値）



資料）社会福祉課（各年4月1日）

障がい者手帳所持者数の多くを占める身体障がい児・者について、障害の種類別にみると、各年とも肢体不自由が最も多く、内部障害、聴覚障害、視覚障害、音声・言語障害が続いている。

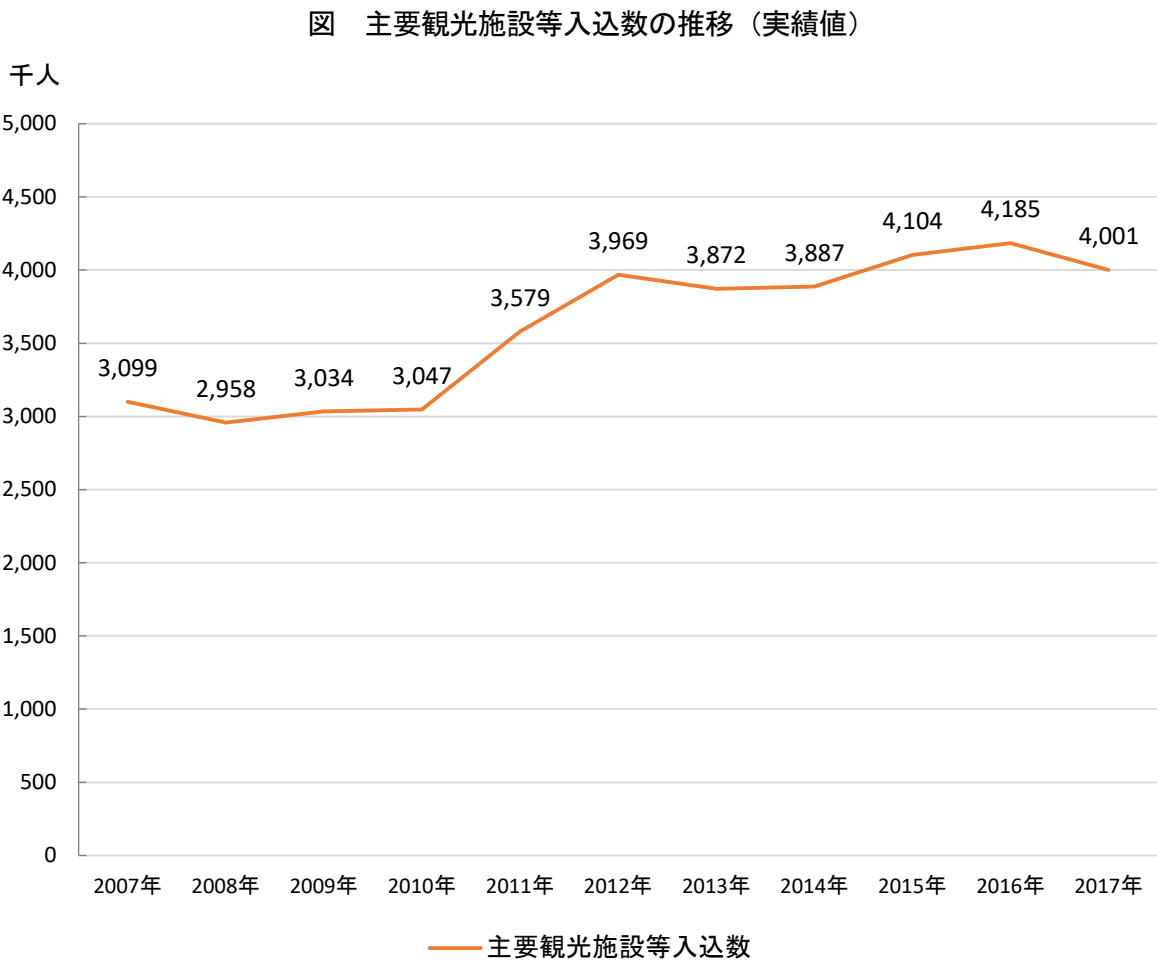
図 障害の種類別 身体障がい児・者数の推移（実績値）



資料）社会福祉課（各年4月1日）

（４）観光客数

2017 年の主要観光施設等の入込数は約 4,001 千人（重複含む）であり、概ね増加傾向にある。



資料）射水市港湾・観光課（各年 1～12 月）、単位：千人

主要観光施設等別にみると、各年ともに概ね海王丸パークや太閤山ランド、道の駅カモンパーク新湊、新湊きつときと市場の入込数が多い結果となっている。

表 主要観光施設等別 入込数の推移（実績値）

観光施設・イベント名等		2007 年	2012 年	2017 年	内容
観光・交流拠点	海王丸パーク	757,600	978,600	1,006,700	海王丸係留、レストラン、軽食、イベント広場、展示室等
	太閤山ランド	668,775	725,104	791,345	プール、こどもみらい館、体育館、多目的スペース、円形ステージ等
	県民公園新港の森	147,200	106,870	123,400	野球場、陸上競技場、緑地等
	新湊博物館	13,771	8,088	6,446	常設展示、企画展示
	陶房匠の里	14,619	13,382	13,758	陶芸体験、陶芸販売、研修室等
	大島絵本館	37,883	40,013	36,152	絵本ギャラリー、軽食、ホール、企画展示等
特産物販売	道の駅カモンパーク新湊	764,902	860,112	709,284	レストラン、軽食、特産物販売等
	川の駅新湊		28,980	47,615	レストラン、特産物販売、ギャラリー、曳山展示等
	新湊きつときと市場		446,300	554,800	飲食、特産物販売等
スポーツ拠点	小杉カントリー	53,738	50,953	45,179	ゴルフ場
	太閤山カントリー	53,462	51,152	57,304	ゴルフ場
	パークゴルフ南郷	32,942	37,587	34,988	パークゴルフ場
	下村パークゴルフ場	35,413	49,747	43,549	パークゴルフ場
	海老江海浜公園海水浴場		22,236	24,437	海水浴場（夏季限定）
神社仏閣	放生津八幡宮	40,000	21,237	27,383	神社
	櫛田神社	126,440	118,900	142,700	神社
	加茂神社		5,700	6,000	神社
	蓮王寺		6,070	5,380	寺
神事	やんさんま	5,000	5,000	5,000	加茂神社（5月）
	海老江曳山まつり	22,000	20,000	25,000	海老江地区曳山3基（9月）
	新湊曳山まつり	70,000	70,000	110,000	新湊・放生津地区曳山13基（10月）
	大門曳山まつり	10,000	10,000	10,000	大門地区曳山4基（10月）
イベント	越中だいもん凧まつり	70,000	60,000	50,000	大門地区（5月）
	射水市獅子舞競演会		5,000		きつときと市場前（6月）
	小杉みこし祭り	35,000	20,000		小杉庁舎周辺（8月）
	下条川みこし祭り			7,500	源造記念館周辺（8月）
	富山新港花火大会	80,000	50,000	55,000	海王丸パーク（7月）
	ふるさと商工まつり in 射水		5,000	7,000	小杉庁舎周辺（8月）
	新湊大橋開通記念イベント		102,000		小杉庁舎周辺（8月）
食のイベント	農業産業まつり	10,000	10,000	10,000	アルビス小杉総合体育センター（11月）
	新湊カニかに海鮮白えびまつり	50,000	35,000	25,000	新湊漁港（10月）
その他	黒河夜高祭り、稚児舞、火渡り神事（櫛田・熊野）		6,100	6,100	5,000 人以下の施設・イベント
	漁港 セリ見学			13,655	
計		3,098,745	3,969,131	4,000,675	

資料）射水市港湾・観光課（各年 1～12 月）、単位：人

Ⅱ－２ 生活関連施設及び交通網の状況

（１）生活関連施設

射水市資料を基に、生活関連施設に該当すると考えられる施設の分布状況を整理した（計350施設）。

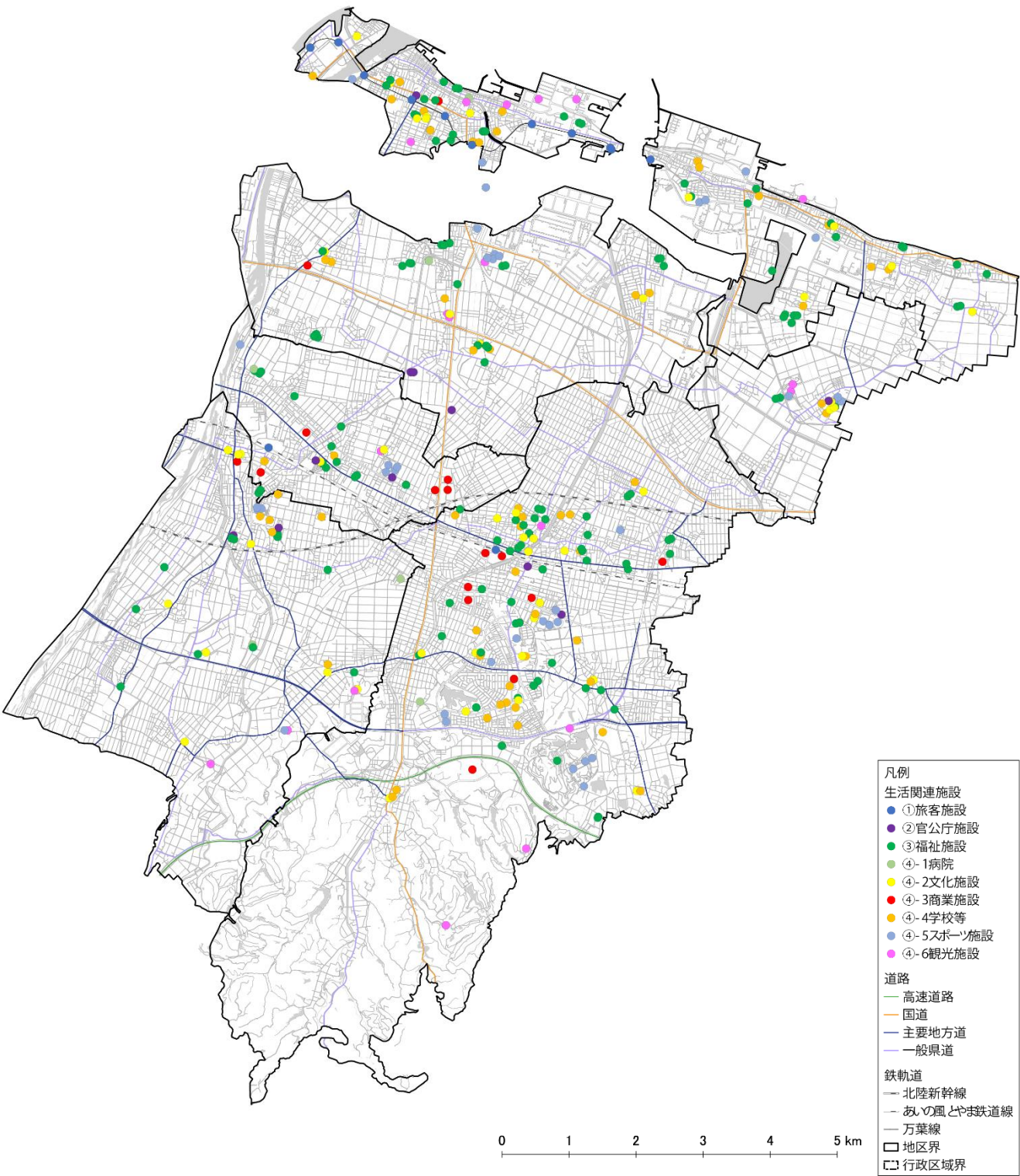
地区別にみると、人口構成比に対応し、小杉地区や新湊地区での立地が多い。

表 施設類型別 地区別 生活関連施設数

	新湊地区	小杉地区	大門地区	大島地区	下地区	計
旅客施設	11	1		1		13
官公庁施設	4	2	2	2	1	11
福祉施設	57	51	13	14	3	138
病院	2	1	2	1		6
文化施設	16	17	9	2	3	47
商業施設	2	8	1	5		16
学校等	23	25	6	4	2	60
スポーツ施設	12	14	4	5	5	40
観光施設	9	4	3	1	2	19
計	136	123	40	35	16	350

資料）射水市資料

図 施設類型別 生活施設分布

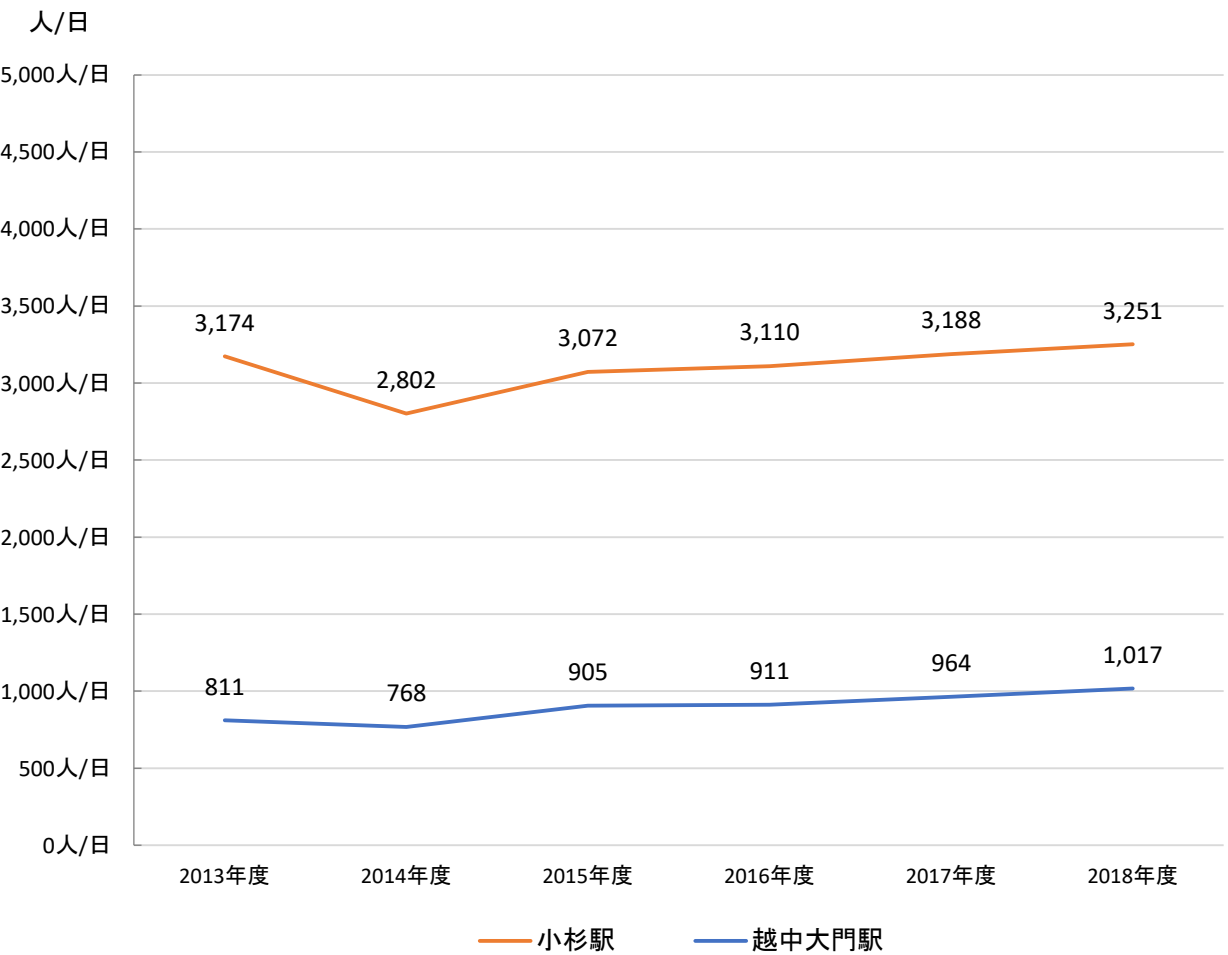


(2) 鉄道及び軌道

① 鉄道（あいの風とやま鉄道）

本市には、あいの風とやま鉄道の2つの駅（小杉駅・越中大門駅）が立地する。
駅別一日当たり乗車人数は、小杉駅で約3,000人/日、越中大門駅で約800から900人/日で推移している。

図 一日当たり乗車人数（あいの風とやま鉄道）

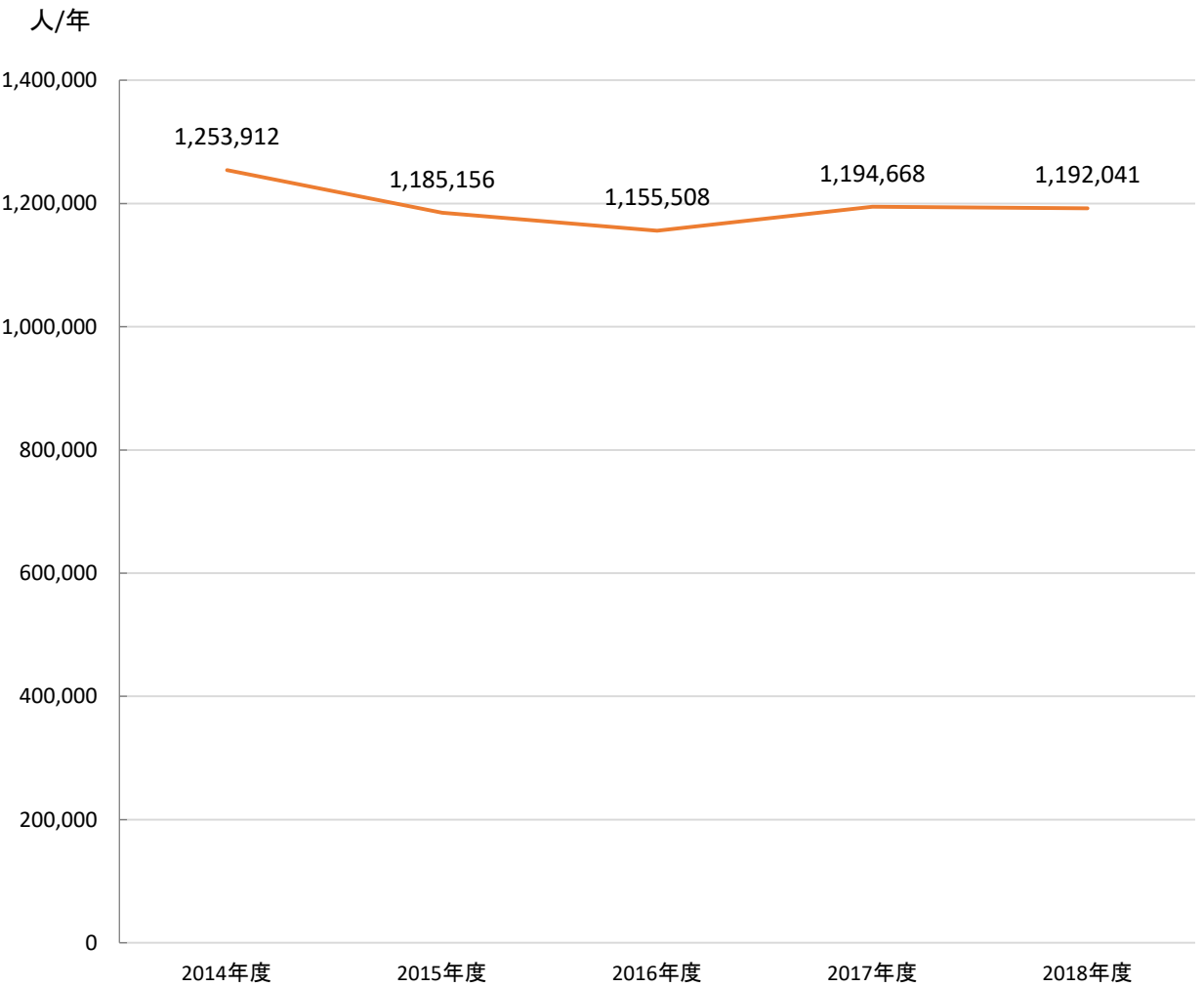


資料) あいの風とやま鉄道（2015年3月14日まではJR西日本）

② 軌道（万葉線）

本市には、万葉線の9つの電停・駅が立地する。
利用者数は、2016年度までは減少傾向にあったが、それ以降は増加し、約1,190千人以上で推移している。

図 利用者数（万葉線）



資料) 万葉線

表 電停・駅（万葉線）

電停・駅	・中伏木	・中新湊
	・六渡寺	・東新湊
	・庄川口	・海王丸
	・西新湊	・越ノ潟
	・新町口	

資料) 万葉線

(3) バス

本市には、民間事業者による路線バスと市によるコミュニティバスが運行されている。
コミュニティバスの系統別の1日当たり乗車数をみると、各年とも概ね新湊・本江線が最も多く、新湊・小杉線、小杉駅・太閤山線、新湊・大門線等が続いている。

表 系統別 1日当たり乗車数（コミュニティバス）

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
⑨ 中央幹線					79.1
① 新湊・大門線	120.5	108.7	96.9	97.5	98.5
② 新湊・本江線	254.8	197.6	197.1	180.9	204.2
③ 七美・作道経由庄西線	73.1	62.1	53.1	48.6	39.6
④ 塚原・作道循環線	14.4	10.8	11.1	8.5	6.3
⑤ 新湊・越中大門駅線	60.2	60.6	66.0	68.6	65.9
⑥ 新湊・呉羽駅線	46.6	45.4	41.3	40.3	37.0
⑦ 新湊・小杉線	136.1	156.1	168.3	175.9	202.8
⑧ 大島・小杉経由大門線	12.7	4.6	6.6	9.9	8.7
⑨ 浅井・大門経由小杉駅線	30.0	24.4	34.9	47.3	39.3
⑩ 櫛田・大門経由小杉駅線	4.3	4.4	6.2	10.8	9.2
⑪ 小杉駅・水戸田経由大門線	15.4	12.7	10.1	17.4	9.6
⑫ 小杉駅・金山線	51.7	47.3	45.0	45.9	42.5
⑬ 小杉地区循環線	66.9	68.7	67.2	65.8	67.8
⑭ 小杉駅・太閤山線	170.1	155.7	153.4	160.7	151.9
⑮ 小杉駅・白石経由足洗線	32.8	35.6	34.5	33.6	31.4
⑯ 小杉駅・大江経由足洗線	43.2	43.1	40.3	37.4	36.9
⑰ 海王丸パーク・ライトレール接続線	21.1	14.8	36.5	13.4	10.9
⑱ 堀岡・片口経由小杉駅線	24.3	46.1	73.2	67.1	75.6

資料）射水市生活安全課、単位：人/日

また、本市には、大門地区及び大島地区全域と主要施設を結ぶデマンドタクシーも運行されている。

表 1日当たり利用者数（デマンドタクシー）

	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
デマンドタクシー	33.1	39.3	36.1	39.0	39.7

資料）射水市生活安全課、単位：人/日

(4) 道路

本市には、3路線の国道及び22路線の県道、市道に加え、北陸自動車道が整備されている。

国道及び県道、市道の実延長は、2016年度で約1,005kmである。

表 道路区分別 実延長

	国道	県道	市道	計
2007年度	35,352m	128,340m	811,393m	975,085m
2008年度	35,321m	127,876m	812,852m	976,049m
2009年度	35,322m	127,883m	817,835m	981,040m
2010年度	35,322m	127,874m	822,434m	985,630m
2011年度	35,322m	127,835m	826,332m	989,489m
2012年度	35,321m	127,849m	829,667m	992,837m
2013年度	35,321m	128,129m	833,429m	996,879m
2014年度	35,321m	128,359m	835,964m	999,644m
2015年度	35,322m	128,330m	839,480m	1,003,132m
2016年度	35,321m	128,331m	842,194m	1,005,846m

資料）富山県道路課、射水市道路・河川管理課（各年度末）

図 主要幹線道路・鉄軌道

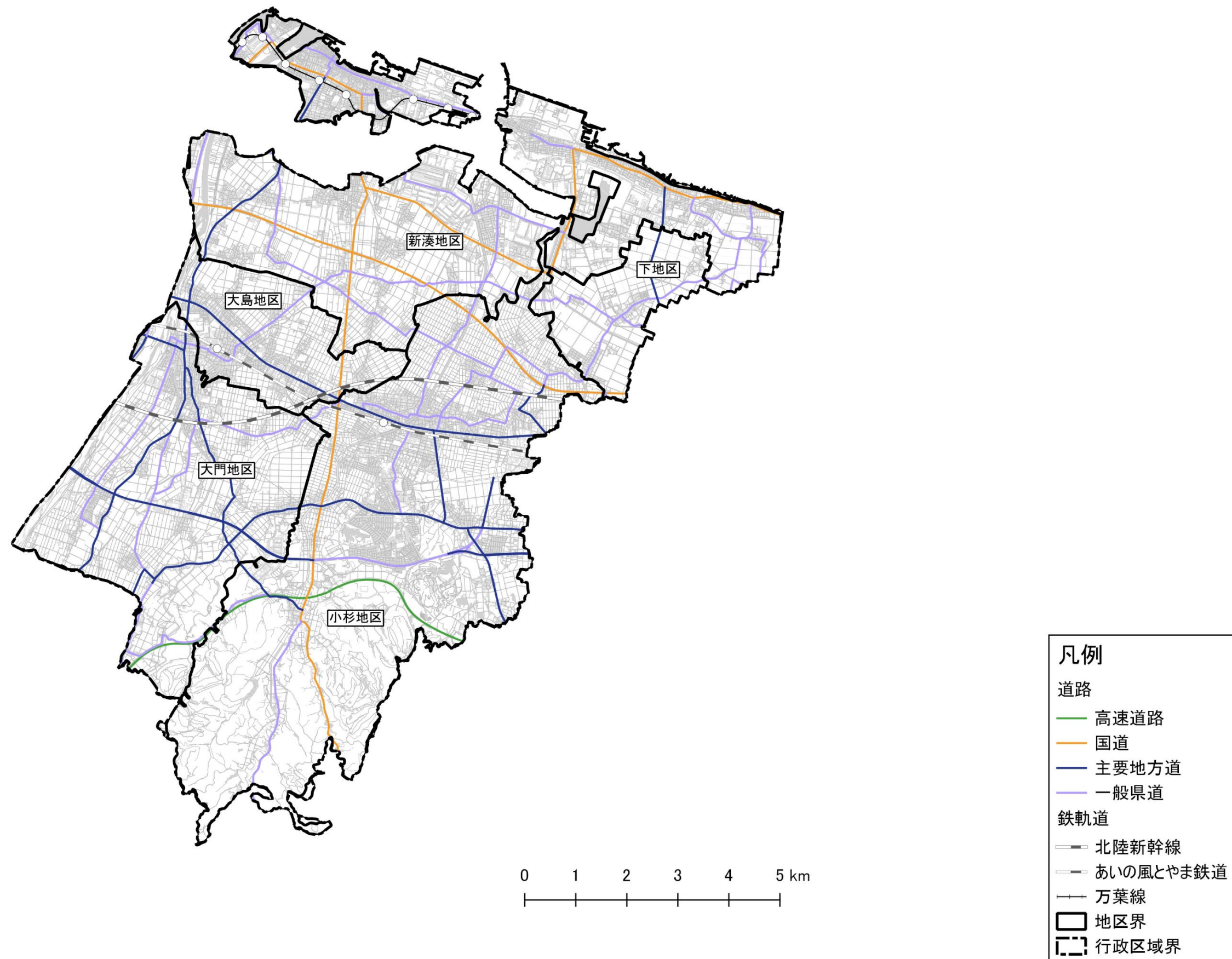


図 公共交通網

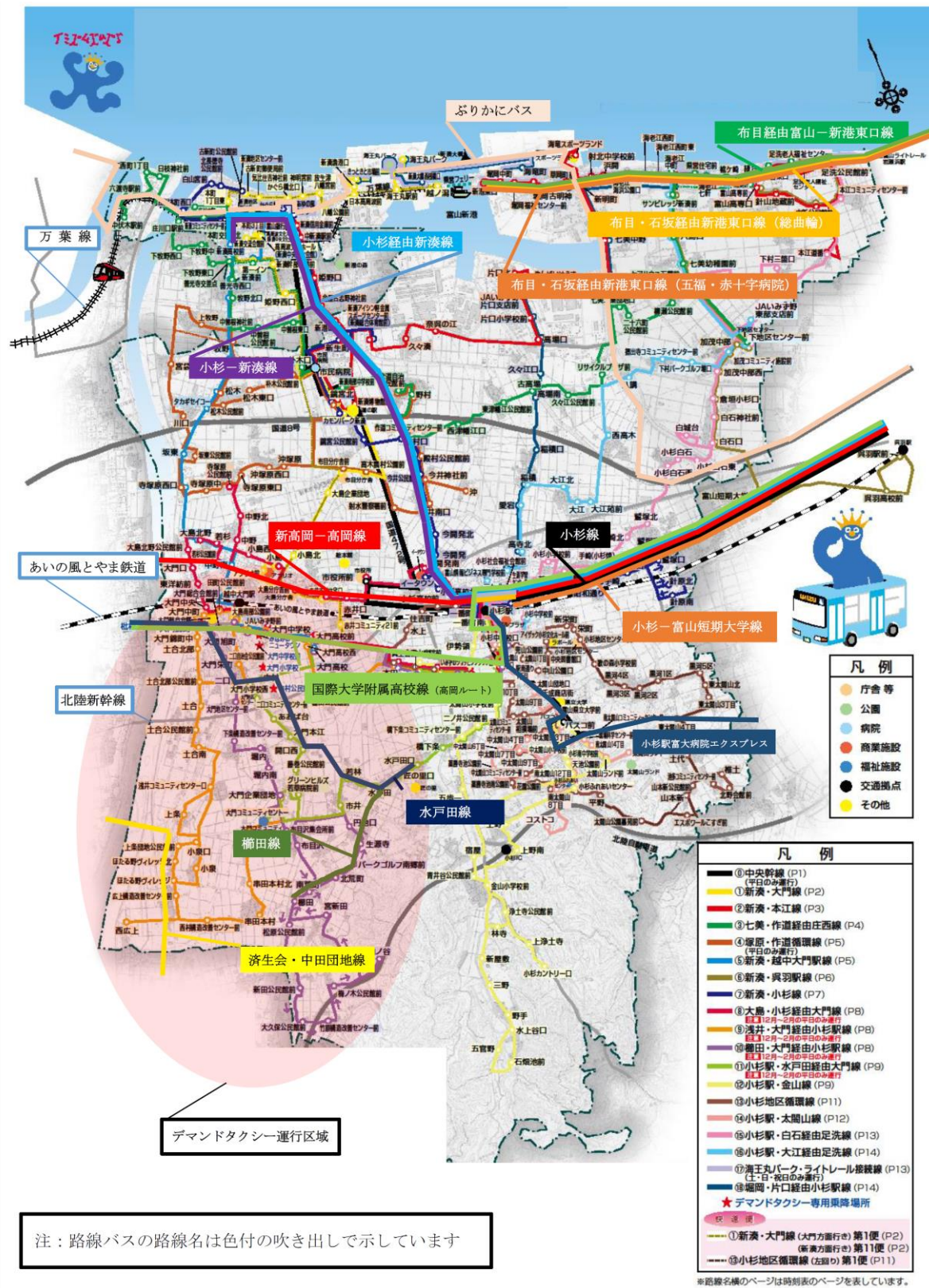


図 運行エリア図（デマンドタクシー）



表 乗降場所（デマンドタクシー）

	乗降場所
大門・大島地区	・ 自宅 ・ 大門・大島地区内にある射水市コミュニティバスのバス停 ・ 医療機関(病院、医院等) ・ 射水市保健センター ・ 浅井、櫛田、水戸田の各コミュニティセンター ・ 匠の里 ・ 大島絵本館 ・ 大門郵便局、大島郵便局 ・ デマンドタクシー専用乗降場所
大門・大島地区外	・ 射水市民病院 ・ 小杉駅南口 ・ いみずのショッピングタウン アルビス前

Ⅱ－3 主要施設及び交通網のバリアフリー状況

（１）主要施設

生活関連施設のうち、新築等に際し建築物移動等円滑化基準への適合義務がある特別特定建築物^{*}に該当する施設（主要施設）は、計 40 施設が立地する。地区別にみると、小杉地区や新湊地区、大島地区での立地が多い。

表 施設類型別 地区別 主要施設数

	新湊地区	小杉地区	大門地区	大島地区	下地区	計
官公庁施設	1			2		3
福祉施設		2				2
病院	1			1		2
文化施設	3	2	1	1		7
商業施設	2	8	1	5		16
学校等			1			1
スポーツ施設	2	4	1	1		8
観光施設	1					1
計	10	16	4	10	0	40

資料）射水市資料（平成 27 年富山県バリアフリーマップ基礎資料、公共施設白書）、
富山県資料（大規模小売店舗の概要（平成 30 年 4 月 1 日現在））を基に集計

※ 特別特定建築物

- ・バリアフリー法第 2 条第 17 号に規定された「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物」
- ・2,000 ㎡以上（公衆便所については 50 ㎡以上）の新築、増築、改築※又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務
- ・2,000 ㎡未満、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への適合努力義務

表 主要施設一覧

大分類	中分類	施設名称	地区
官公庁施設	市庁舎	射水市役所	大島地区
	市庁舎	射水市役所 大島庁舎	大島地区
	市庁舎	射水市役所 布目庁舎	新湊地区
福祉施設	児童福祉施設	富山県こどもみらい館	小杉地区
	社会福祉施設	小杉社会福祉会館	小杉地区
病院		射水市民病院	新湊地区
		大島くるみ病院	大島地区
文化施設	文化・教養施設	高周波文化ホール（新湊中央文化会館）	新湊地区
	文化・教養施設	アイザック小杉文化ホール（小杉文化ホール）	小杉地区
	文化・教養施設	大門総合会館	大門地区
	文化・教養施設	大島絵本館	大島地区
	図書館	新湊図書館	新湊地区
	図書館	中央図書館	小杉地区
	コミュニティセンター・公民館	中央公民館	新湊地区
商業施設		カモン新湊ショッピングセンター	新湊地区
		明文堂書店高岡射水店	新湊地区
		アル・プラザ小杉	小杉地区
		協同組合太閤山ショッピングセンター（パスコ）	小杉地区
		いみずのショッピングタウン	小杉地区
		ファッションセンターしまむら ジョイフルシマヤ小杉店	小杉地区
		アルビス歌の森店	小杉地区
		イータウン 1	大島地区
		イータウン 2	大島地区
		ジョーシン射水店	大島地区
		コストコホールセール射水 倉庫店	小杉地区
		サンコー大門口	大島地区
		クスリのアオキ新大門口	大門地区
		アブリオ	大島地区
		ドラッグコスモス小杉駅店	小杉地区
		射水鷺塚ショッピングセンター	小杉地区
学校等	保育園・幼稚園	大門きらら保育園	大門地区
スポーツ施設	体育館	新湊アイシン軽金属スポーツセンター（新湊総合体育館）	新湊地区
	体育館	アルビス小杉総合体育センター（小杉総合体育センター）	小杉地区
	体育館	小杉体育館	小杉地区
	体育館	県民公園太閤山ランド ふるさとパレス	小杉地区
	体育館	県民公園太閤山ランド ファミリー・スポーツ・プラザ	小杉地区
	体育館	大門総合体育館	大門地区
	体育館	ヨシダ大島体育館（大島体育館）	大島地区
	プール	海竜スポーツランド	新湊地区
観光施設	宿泊施設	第一イン新湊	新湊地区

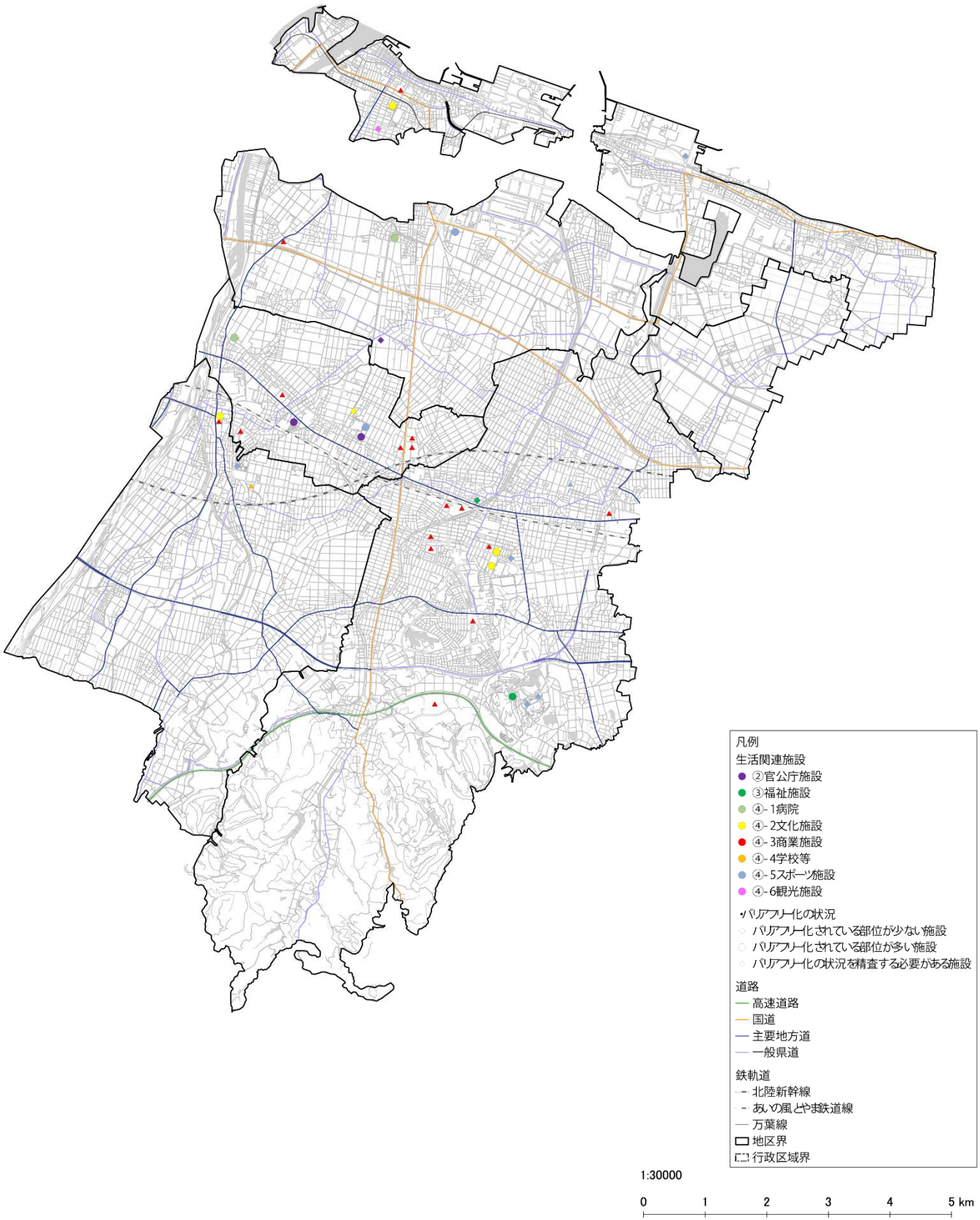
また、主要施設の計40施設のうち、バリアフリー化されている部位が多い施設数が少ない施設数を上回っている。なお、バリアフリー化の状況を精査する必要がある計18施設のうち、11施設は富山県民福祉条例が施行された1998年以降に建設された施設であり、一定のバリアフリー化がなされているものと推察される。

表 施設類型別バリアフリー状況（主要施設）

	バリアフリー化 されている部位 が少ない施設	バリアフリー化 されている部位 が多い施設	バリアフリー化 の状況を精査する 必要がある施設	計
官公庁施設	1	2		3
福祉施設	1	1		2
病院		2		2
文化施設	1	6		7
商業施設			16	16
学校等			1	1
スポーツ施設	5	2	1	8
観光施設	1			1
計	9	13	18	40

資料）射水市資料（平成27年富山県バリアフリーマップ基礎資料、公共施設白書）、富山県資料（大規模小売店舗の概要（平成30年4月1日現在））を基に集計（計14の施設部位のうち、8以上の施設部位で何らかのバリアフリー化がなされている部位を「バリアフリー化されている部位が多い施設」とした。）

図 施設類型別 主要施設のバリアフリー状況



(2) 鉄道及び軌道

① 鉄道（あいの風とやま鉄道）

○ 車両

あいの風とやま鉄道が保有する車両は、413系（5編成）と521系（17編成）がある。このうち、521系には車いす対応洋式トイレが設置されており、2019年度から2022年度の4ヶ年で計4編成が新製される予定である。なお、413系については、観光列車に改造中の1編成とイベント列車1編成を除く計3編成を2021年度から順次廃車する予定である。

図 521系車両



○ 駅

比較的用户数が多い小杉駅では、エレベーターやAEDなどのバリアフリー対応がなされているが、越中大門駅では、多目的トイレの設置のみである。

表 駅のバリアフリー状況（鉄道）

	小杉駅	越中大門駅
エレベーター	○	－
多目的トイレ	○	○
AED	○	－

資料）あいの風とやま鉄道

② 軌道（万葉線）

○ 車両

万葉線株式会社が保有する車両は、デ7070形（5両）とMLRV1000型（6編成）がある。このうち、MLRV1000型は、完全低床車両（床面の高さ30cm、フルフラット）で車いすスペースもが設置されている。



○ 電停・駅

市内の万葉線の9つの電停・駅のうち、車いすでの乗降が可能な電停・駅は、西新湊（旧射水市新湊庁舎前）のみに留まっている。

表 電停・駅のバリアフリー状況（軌道）

	中伏木	六渡寺	庄川口	西新湊	新町口	中新湊	東新湊	海王丸	越ノ潟
車いすでの乗降	－	－	－	○	－	－	－	－	－

資料）万葉線

(3) バス

コミュニティバスの運行車両は計 31 台である。このうち低床車両かつノンステップかつ車いす対応の車両は計 16 台と全体の過半を占める。一方、いずれのバリアフリー対応もなされていない車両は計 6 台と全体の約 4 分の 1 を占める。

系統別にみると、利用者数の多い新湊・大門線でバリアフリー車両による運行が多い。

表 車両のバリアフリー状況（コミュニティバス）

No	運行路線	低床車両	ノンステップ	車いす対応
1	⑫ ⑬ ⑭	○	○	○
2	⑫ ⑬ ⑭	○	○	○
3	⑫ ⑬ ⑭	○	○	○
4	⑫ ⑬ ⑭	○	○	○
5	⑫ ⑬ ⑭	○	○	○
6	⑫ ⑬ ⑭	○	○	○
7	⑫ ⑬ ⑭	○	○	○
8	① ⑱	○	○	×
9	② ⑥ ⑦	○	○	○
10	⑮ ⑱	○	○	×
11	⑱ ④	×	×	×
12	⑱ ①	○	○	×
13	⑦ ①	○	○	×
14	⑥	×	×	×
15	⑦	○	○	○
16	⑦	○	○	○
17	③	×	×	×
18	③ ⑥	×	×	×
19	⑩ ④ ③	×	×	×
20	② ⑥ ⑦	○	○	○
21	② ⑥ ⑦	○	○	○
22	⑮ ⑯	○	○	○
23	⑨	×	×	×
24	予備	○	○	○
25	予備	○	○	○
26	⑩	○	○	○
27	⑩ ⑤ ⑧	×	×	×
28	⑩ ⑤ ⑧	×	○	○
29	⑩ ⑤ ⑧	○	×	○
30	⑩ ⑤ ⑧	○	×	○
31	予備	×	×	×

資料) 射水市資料 (2018 年 4 月 1 日現在)

①中央幹線、②新湊・大門線、③新湊・本江線、④七美・作道經由庄西線、⑤塚原・作道循環線、⑥新湊・越中大門駅線、⑦新湊・呉羽駅線、⑧新湊・小杉線、⑨大島・小杉經由大門線、⑩浅井・大門經由小杉駅線、⑪櫛田・大門經由小杉駅線、⑫小杉駅・水戸田經由大門線、⑬小杉駅・金山線、⑭小杉地区循環線、⑮小杉駅・太閤山線、⑯小杉駅・白石經由足洗線、⑰小杉駅・大江經由足洗線、⑱海王丸パーク・ライトレール接続線、⑲堀岡・片口經由小杉駅線

(4) 道路

視覚障がい者誘導用ブロック設置状況をみると、新湊地区及び小杉地区、大門地区の主に中心部で視覚障がい者誘導用ブロックが整備されている。

表 視覚障がい者誘導用ブロックの設置状況

地区	道路区分	道路名称	設置区間	延長	設置箇所
新湊地区	国道	国道 415 号			両側
	市道	本町三丁目善光寺線		230m	片側
	市道	中央町緑町線	万葉線北側は両側歩道に設置	330m	片側
	市道	新湊 88 号線	国道 415 号～駅	100m	両側
	市道	放生津町中新湊線		185m	両側
	市道	放生津町立町線		100m	片側
	市道	大門針原線	小杉庁舎～元町西部	11 箇所	交差点
小杉地区	市道	二ノ井赤田線		1,000m	両側
	市道	橋下条 266 号線		534m	両側
	市道	小杉駅南線	小杉駅南～元町西部	7 箇所	交差点
	市道	小杉駅南線	元町西部～浄化センター前	420m	東側
	市道	戸破 149 号線	小杉中学校口～小杉中学校前	3 箇所	交差点
	市道	戸破 188 号線		67m	東側
	市道	大門針原線	八塚～大門総合会館	1,560m	両側
大門地区	主要地方道	新湊庄川線	大門庁舎付近	168m	東側
	主要地方道	新湊庄川線	大門二口交差点付近＋交差点内 4 か所	31.8m	東側
	主要地方道	新湊庄川線	大門郵便局手前付近	85m	東側
	主要地方道	新湊庄川線	大門二口誓光寺付近	140m	東側
	主要地方道	新湊庄川線	大門二口郵便局付近	121.2m	東側
	主要地方道	新湊庄川線	大門二口郵便局北付近	64.8m	東側
	市道	大門針原線			

資料) 射水市資料

Ⅲ. 上位・関連計画の整理（概要）

Ⅲ－１ バリアフリー法（2018 年 6 月改正）

バリアフリー法では、高齢者、障がい者、妊産婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされている。

また、バリアフリー法は、地域におけるバリアフリー化の取組を促進する観点から、2018 年 6 月に改正され、理念規定の明確化や市町村によるマスタープランを定める制度の創設、貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合の義務化等が位置づけられた。

（１）移動等の円滑化の促進のために施設管理者等が講ずべき措置

- 旅客施設及び車両等や道路、路外駐車場、都市公園、建築物の新設について、移動等円滑化基準への適合義務（既存は努力義務）※ 貸切バス、遊覧船等について法の適用対象に追加
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者について情報提供の努力義務
- 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

（２）地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- 市町村が作成する基本構想に基づき、重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施
- 市町村が移動等円滑化促進方針（マスタープラン）を定める制度を創設
- 基本構想・マスタープランの作成、定期的な評価・見直しを努力義務化
- 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路・バリアフリースイレ整備を促進するため、協定(承継効)・容積率特例制度を創設

（３）心のバリアフリーの推進、当事者による評価 等

- バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等
（「心のバリアフリー」の重要なポイントとして、国及び国民の責務に高齢者、障がい者等に対する支援を明記）
- 国が、高齢者、障がい者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握し、評価する努力義務

注）赤字：2018 年に改正を受けた規定

Ⅲ－２ 富山県民福祉条例（1996 年制定、1998 年施行）

（１）条例の趣旨

高度化・多様化する県民の福祉に対するニーズに応え、少子・高齢社会への対応や高齢者、障がい者等の自立と社会参加を積極的に進めていくため、「富山県民福祉条例」が 1996 年（平成 8 年）に制定された（1998 年（平成 10 年）施行）。

（２）対象施設

本条例の対象施設は、生活関連施設及び特定生活関連施設がある。生活関連施設については、新築・新設・増築・改築・用途変更の際に整備基準を守る義務がある。また、特定生活関連施設については、新築・新設・増築・改築・用途変更の際に事前届出及び工事完了届出義務がある。

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
建築物	集会場、公会堂、公民館	すべてのもの
	社会福祉施設（老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、老人保健施設等）	
	博物館、美術館、図書館	
	鉄道等の駅、空港・船舶の乗降又は待合の用に供するもの	
	公衆便所	
	官公庁舎、ガス事業者、電気事業者、電気通信事業者の店舗	
	学校	
	地下街	
	病院又は診療所	患者の入院施設を有するもの
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等	用途面積が 300 ㎡を超えるもの
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行等のサービス業の店舗	
	学習塾、華道教室、囲碁教室等	
	卸売市場、百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗	用途面積が 500 ㎡を超えるもの
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	用途面積が 1,000 ㎡を超えるもの
	展示場	
	ホテル、旅館	
	体育館、水泳場、ボウリング場、遊技場（マージャン屋、パチンコ屋等）等	
	公衆浴場	
	自動車教習所	
	自動車の停留又は駐車のための施設	
	その他の複合施設	
	事務所	用途面積が 3,000 ㎡を超えるもの
	工場	1 棟について 50 戸（室）を超えるもの
	共同住宅、寄宿舍、下宿	
公共交通機関の施設	鉄道の駅、軌道の停留所、港湾旅客施設、空港旅客施設で建築物 以外の部分	すべてのもの
道路	国道、県道、市町村道	
公園	都市公園、児童遊園、遊園地、動物園、植物園	

資料）富山県民福祉条例 施設整備マニュアル 改訂 2 版（平成 21 年 3 月 富山県）

Ⅲ－３ 第2次射水市総合計画（2014年6月）

（１）計画期間

- ・平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）の10年間

（２）将来像

「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」

（３）まちづくりの基本方針

- 豊かな心を育み誰もが輝くまち
- 健康でみんなが支え合うまち
- 個性に満ちた活気あふれるまち
- 潤いのある安心して暮らせるまち
- みんなで創る開かれたまち

Ⅲ－４ 射水市都市計画マスタープラン 全体構想（案）（2019年9月当初時点）

（１）計画期間

- ・2020年度から2039年度の20年間

（２）基本理念

「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」

（３）今後の都市のあり方

考え方① 多核連携型のまちづくりの推進

考え方② 広域的な連携・補完による都市機能の充実

（４）今後の都市のあり方

○全体方針

「居住・産業・レクリエーションと自然が調和する暮らしやすさと活力に満ちたまち」

○個別方針

- ① 持続可能でにぎわいのある多核連携型のまちづくり
- ② 活力ある産業拠点の創造と交流のまちづくり
- ③ 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
- ④ 魅力的な都市空間や眺望、豊かな自然環境を活かしたまちづくり
- ⑤ 公民連携によるまちづくり

Ⅲ－５ 射水市公共交通プラン（2013年9月）

※ 射水市地域公共交通網形成計画 2020年3月 策定予定

（１）計画期間

- ・平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）の10年間

（２）基本方針

方針① だれでも利用しやすい持続可能な公共交通網の構築

方針② 快適な交通環境の整備

方針③ 広域交流を活発化する公共交通機関の充実

Ⅲ－６ 射水市地域福祉計画 改定版（2016年3月）

（１）計画期間

- ・平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）の10年間

（２）基本理念

「互いに助け合い支え合うまち 射水」

（３）基本目標

○目標1 みんなが参加する

～ 地域福祉に関する活動への地域住民の参加 ～

○目標2 みんなで見守る

～ 地域における福祉サービスの適正な利用の促進 ～

○目標3 みんなでつながり支え合う

～ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ～

Ⅲ－７ 射水市高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画（2018年3月）

（１）計画期間

・平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）の3年間

（２）基本理念

「みんなが活躍し 支え合うともにめざす健康長寿のまち 射水」
～ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ～

（３）基本目標

- 基本目標1 健康づくりと介護予防の推進
- 基本目標2 社会参加の推進と生きがいの創出
- 基本目標3 在宅生活を支援する取組の充実
- 基本目標4 支え合いと連携の推進
- 基本目標5 介護サービス基盤の充実
- 基本目標6 明日を支えるひとづくり

Ⅲ－８ 第2次射水市障がい者基本計画（2017年3月）

（１）計画期間

・平成29年度（2017年度）から平成35年度（2023年度）の7年間

（２）基本理念

「一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きる思いやりのまち・射水」

（３）施策推進の基本方針

- 1 交流と啓発の推進
- 2 保健・医療、生活支援の充実
- 3 教育・育成、雇用・就業の促進
- 4 安全・安心な生活環境の確保
- 5 相談・情報提供体制の充実

Ⅲ－９ 射水市観光振興計画（2018年3月）

（１）計画期間

・平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）の5年間

（２）基本目標

「懐かしさと新しさの中に食・景観・文化の魅力を満喫できるまちを目指して」

（３）基本戦略

- I 「射水市」の認知度向上（ブランド力の向上）
- II 「射水市」の魅力度向上（射水市が持つ地域資源の結びつきの強化とブラッシュアップ）
- III 「射水市」の受入体制整備（射水市の観光を持続的に発展するための基盤整備）

Ⅲ－10 小杉地区都市再生整備計画（第2回変更）

（三期、平成28年度～平成32年度）

（１）計画の概要

（１）計画期間

・平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）の5年間

（２）目標

- 大目標 あいの風とやま鉄道小杉駅周辺におけるコンパクトで魅力あるまちづくりにより、多世代が住み続けられるとともに、地域資源を活かし来訪者を呼び込む
- 目標1 （公共施設機能のコンパクト化）あいの風とやま鉄道小杉駅を中心としたエリアに公共・公益施設を集約し、活性化を図る。
- 目標2 （生活利便性の向上）生活環境の整備によって定住人口を維持する。
- 目標3 （交流人口の拡大）歴史や文化、自然や景観を生かした散策エリアを形成し、地域資源を情報発信することで交流人口の拡大を図る。

Ⅲ－11 新湊地区都市再生整備計画（第1回変更）

（三期、平成30年度～平成33年度）

（1）計画期間

- ・平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）の4年間

（2）目標

- 大目標 中心市街地の魅力再生と内川から中心市街地への景観づくりによる活力あるまちづくり
- 目標1 中心市街地の拠点性と魅力向上を図る。
- 目標2 地区が持つ景観、伝統文化を活かし、内川と中心市街地が一体となった景観づくりを図る。
- 目標3 良好な住環境整備により、地域住民の快適な暮らしの向上を図る。

Ⅲ－12 大門・大島地区都市再生整備計画（第4回変更）

（1）計画期間

- ・平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）の4年間

（2）目標

- 大目標 交流により心がふれあう、安全・安心で快適な居住環境を創出するまちづくり
- 目標1 地区の交通拠点である越中大門駅周辺の利便性向上
- 目標2 公共公益施設を活用した交流の促進
- 目標3 地区住民が安心して暮らせるまちづくり

Ⅲ－13 小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想（2002年3月 旧小杉町）

（1）経緯

- ・平成14年（2002年）3月28日作成（平成14年（2002年）3月29日公表）

（2）事業概要

○公共交通特定事業

- ・エレベーターの設置の推進
- ・車椅子使用者等も利用しやすい駅窓口のカウンターや記載台の設置の推進
- ・車椅子使用者等も通行しやすい改札口の整備の推進 等

○道路特定事業

- ・視覚障がい者誘導用ブロック等による連続した誘導システムの整備
- ・幅員に余裕のある歩道での照明施設の設置
- ・案内板等の設置 等

○交通安全特定事業

- ・主要交差点への音響等の機能を付加した信号機の設置の推進
- ・車信号機用押ボタン箱の形状及び機能の改善 等

Ⅳ. 移動等円滑化促進地区の設定について

Ⅳ－１ 移動等円滑化促進地区の設定の考え方

（１）移動等円滑化促進地区の要件

バリアフリーマスタープランへの位置づけが必要となる移動等円滑化促進地区は、以下の要件を満たす必要がある。

表 移動等円滑化促進地区の要件（移動等円滑化促進方針（マスタープラン））

バリアフリー法	移動等円滑化促進方針に関する基本方針
イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する 旅客施設 、 官公庁施設 、 福祉施設 その他の施設をいう。以下同じ。）の 所在地を含み 、かつ、 生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区 であること。	・ 生活関連施設 に該当する施設としては、 相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校 等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。 ・ また、 生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区 とは、 生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区 をいい、 地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区 であって、原則として、生活関連施設のうち 旅客施設 又は 官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物 に該当するものが おおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区 であると見込まれることが必要である。
ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する 一般交通用施設 （道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について 移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区 であること。	・ 移動等円滑化促進地区は、移動等円滑化を促進する必要がある地区であることが必要である。 ・ このため、高齢者、障害者等の 徒歩若しくは車椅子による移動 又は施設利用の状況、土地利用及び諸機能の集積実態並びに将来の方向性等の観点から総合的に判断して、当該地区において移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められることが必要である。
ハ 当該地区において 移動等円滑化を促進することが 、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。	・ 高齢者、障害者等に 交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能 など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化を促進することが、有効かつ適切であると認められることが必要である。

（２）移動等円滑化促進地区の設定の考え方（案）

- ① 射水市都市計画マスタープラン全体構想に位置づけられている「都市中核拠点」において移動等円滑化促進地区を設定する
- A. 小杉駅及び本庁舎周辺（小杉地区）
B. 複合交流施設周辺（新湊地区）
- ② バリアフリーや都市整備に関する関連計画に位置づけられている地区を考慮し移動等円滑化促進地区を設定する
- ・ 重点整備地区（小杉駅周辺地区バリアフリー基本構想）
・ 都市再生整備計画区域（小杉地区、新湊地区、大門・大島地区）
- ③ 旅客施設や特別特定建築物、生活関連施設の立地状況や人口等の分布状況を踏まえ、移動等円滑化促進地区を精査する
- ・ 旅客施設や特別特定建築物、生活関連施設の立地状況（関係者ヒアリング調査による精査）
・ 夜間人口・昼間人口・高齢者人口の分布状況

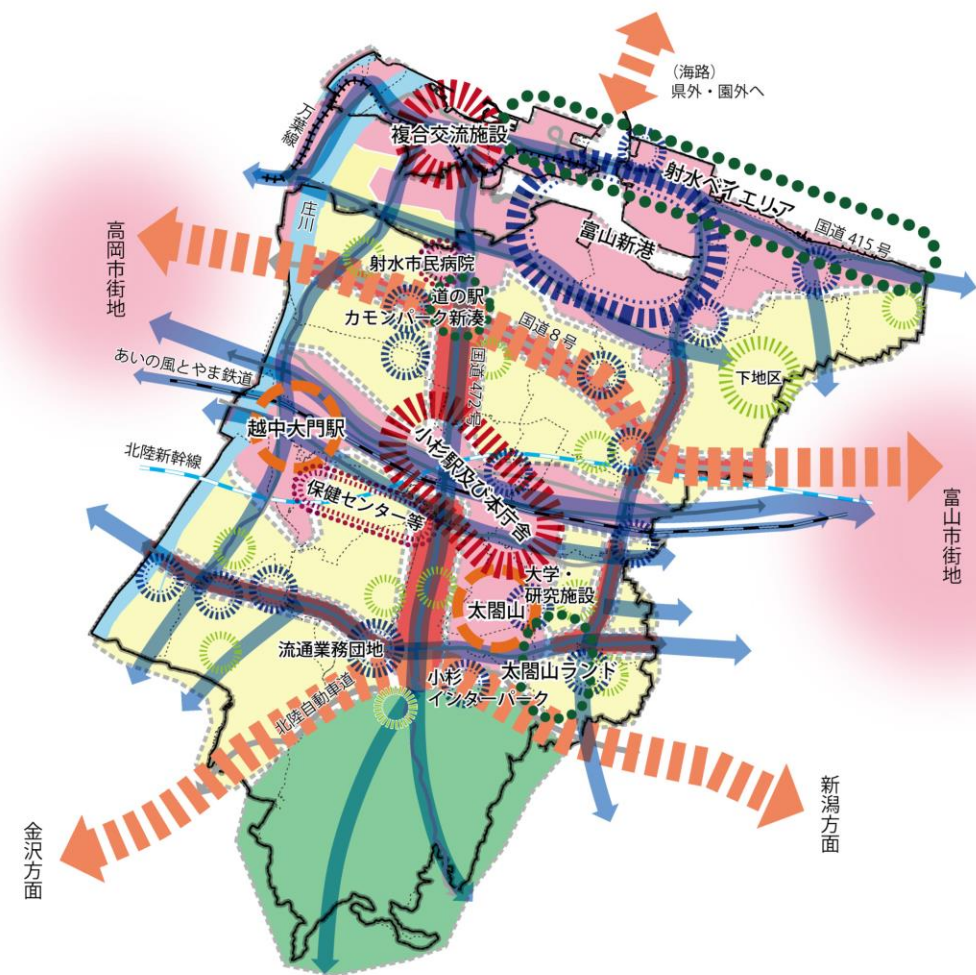


IV-2 想定される移動等円滑化促進地区周辺の特徴

(1) 都市中核拠点（射水市都市計画マスタープラン全体構想）

射水市都市計画マスタープラン全体構想では、「都市中核拠点」として、「小杉駅及び本庁舎周辺」及び「複合交流施設周辺」が位置づけられている。

図 将来都市構造図



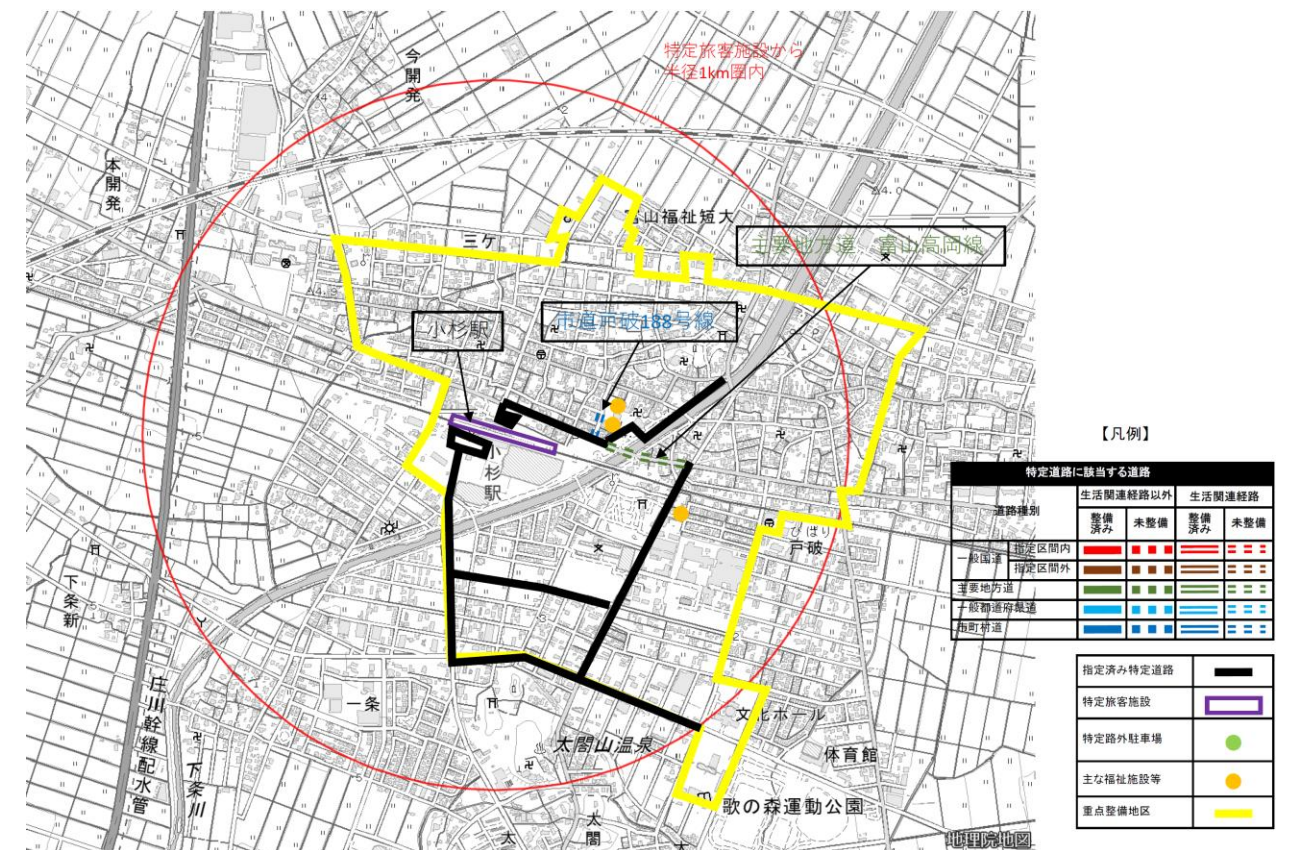
エリア	軸	拠点
 都市活動エリア	 広域都市連携軸	 都市中核拠点
 調和・活用エリア	 都市連携・交流軸	 地域居住拠点
 保全・共生エリア		 交流拠点
 連携・発展エリア		 産業拠点
		 医療・保健拠点
		 コミュニティ拠点

(2) バリアフリーや都市整備に関する関連計画に位置づけられている地区

① 重点整備地区・特定道路（小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想）

小杉駅周辺地区バリアフリー整備基本構想では、下図のような重点整備地区及び特定道路が位置づけられている。

図 重点整備地区・特定道路

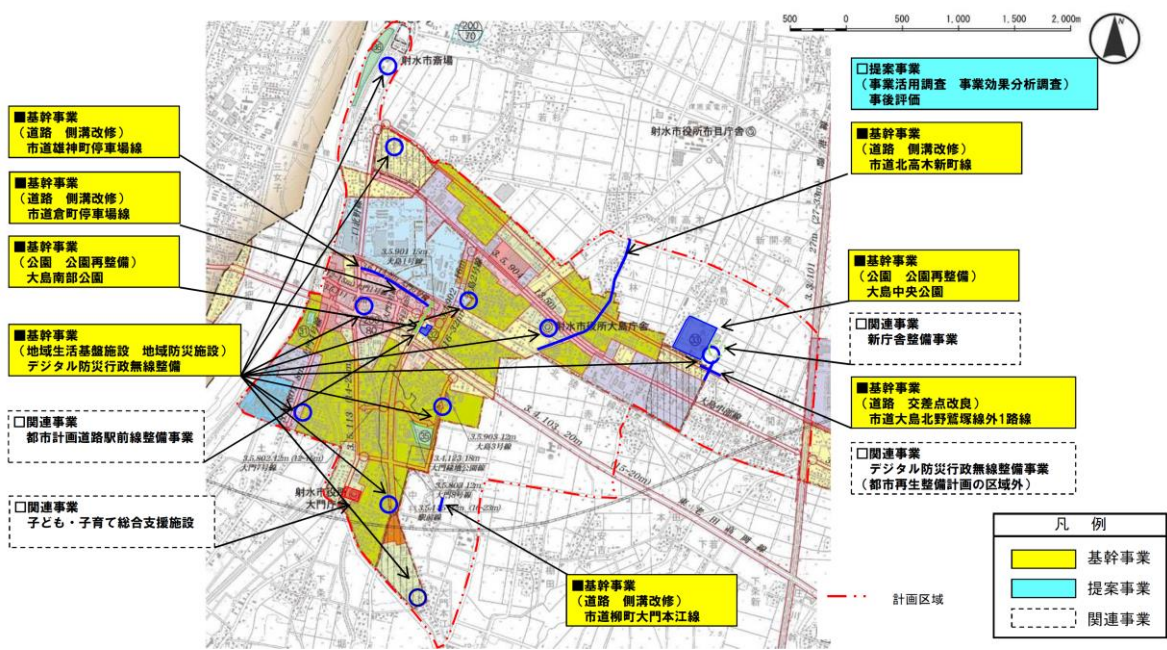


資料) 特定道路追加指定 (案) (国土交通省)

④ 都市再生整備計画区域（大門・大島地区都市再生整備計画）

大門・大島地区都市再生整備計画では、下図の区域において諸事業が実施されてきた。

図 都市再生整備計画区域（大門・大島地区）



（３）旅客施設・特別特定建築物の立地状況

① 小杉駅及び本庁舎周辺

小杉駅及び本庁舎周辺には、以下の 11 施設の旅客施設や特別特定建築物が立地する。

表 旅客施設・特別特定建築物の立地状況（小杉駅及び本庁舎周辺）

区分	施設類型	施設名称
旅客施設		・小杉駅
特別特定建築物	官公庁施設	・富山県 高岡厚生センター射水支所
	文化施設	・アイザック小杉文化ホール（小杉文化ホール） ・中央図書館
	商業施設	・アル・プラザ小杉 ・いみずのショッピングタウン ・ファッションセンターしまむら ジョイフルシマヤ小杉店 ・アルビス歌の森店 ・ドラッグコスモス小杉駅店
	スポーツ施設	・小杉体育館
	交流施設	・（仮称）いみず市民交流プラザ（予定）

② 複合交流施設周辺

複合交流施設周辺には、以下の 7 施設の旅客施設や特別特定建築物が立地する。

表 旅客施設・特別特定建築物の立地状況（複合交流施設周辺）

区分	施設類型	施設名称
旅客施設		・西新湊駅電停 ・新町口電停 ・中新湊電停 ・公共交通ターミナル（予定）
特別特定建築物	文化施設	・高周波文化ホール（新湊中央文化会館） ・新湊図書館 ・中央公民館
	商業施設	・カモン新湊ショッピングセンター
	交流施設	・（仮称）複合交流施設（予定）

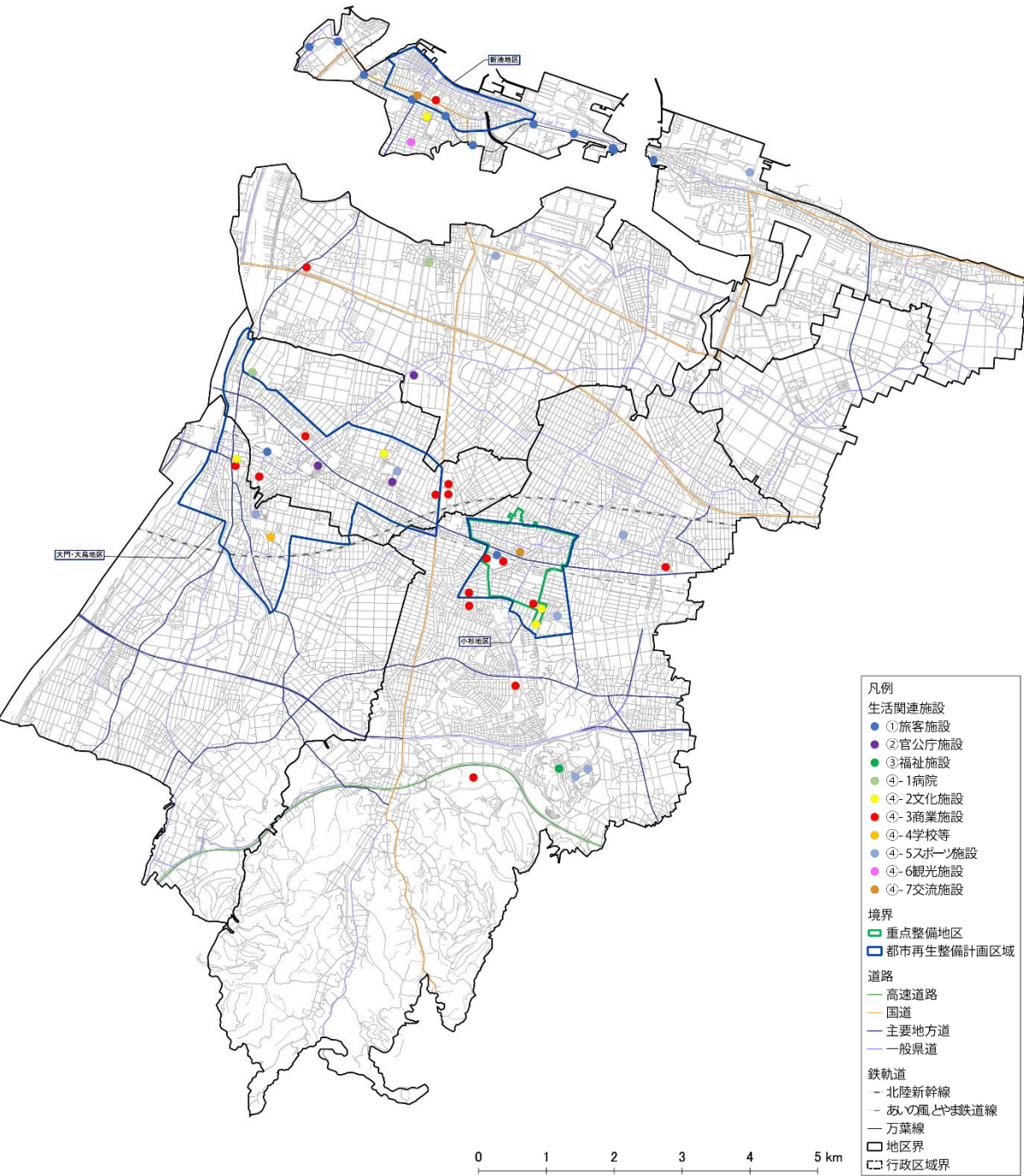
③ 大門・大島地区都市再生整備計画区域

大門・大島地区都市再生整備計画区域には、以下の 12 施設の旅客施設や特別特定建築物が立地する。

表 旅客施設・特別特定建築物の立地状況（大門・大島地区都市再生整備計画区域）

区分	施設類型	施設名称
旅客施設		・越中大門駅
特別特定建築物	官公庁施設	・射水市役所 ・射水市役所 大島庁舎
	文化施設	・大門総合会館 ・大島絵本館
	商業施設	・ジョーシン射水店 ・サンコー大門店 ・クスリのアオキ新大門店 ・アブリオ
	学校等	・大門きらら保育園
	スポーツ施設	・大門総合体育館 ・ヨシダ大島体育館（大島体育館）

図 旅客施設・特別特定建築物の立地状況



（４）人口分布状況

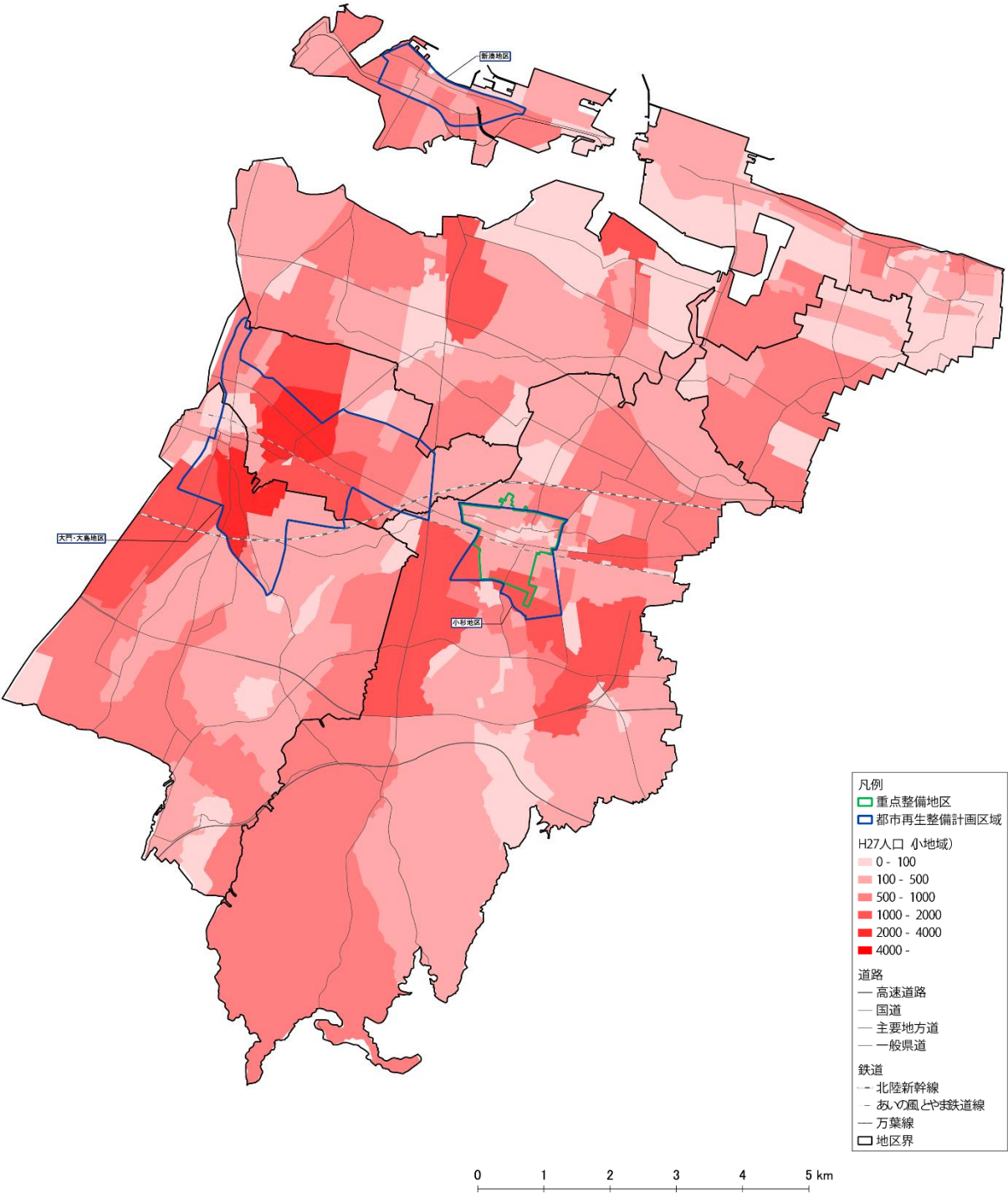
重点整備地区（小杉駅周辺地区）周辺には市全体の概ね1割、都市再生整備計画区域（小杉地区）周辺には市全体の概ね1割強、都市再生整備計画区域（新湊地区）周辺には市全体の概ね1割弱、都市再生整備計画区域（大門・大島地区）周辺には市全体の概ね2割の人口が分布する。

表 人口分布状況（重点整備地区・都市再生整備計画地区周辺）

	重点整備地区 （小杉駅周辺地区） 人口（構成比）	都市再生整備計画 （小杉地区） 人口（構成比）	都市再生整備計画 （新湊地区） 人口（構成比）	都市再生整備計画 （大門・大島地区） 人口（構成比）
地区及び周辺	10,913 (11.8%)	11,638 (12.6%)	6,396 (6.9%)	18,177 (19.7%)
その他	81,395 (88.2%)	80,670 (87.4%)	85,912 (93.1%)	74,131 (80.3%)
計	92,308 (100.0%)	92,308 (100.0%)	92,308 (100.0%)	92,308 (100.0%)

資料）国勢調査（平成27年）

図 人口分布状況



（５）昼間人口の分布状況

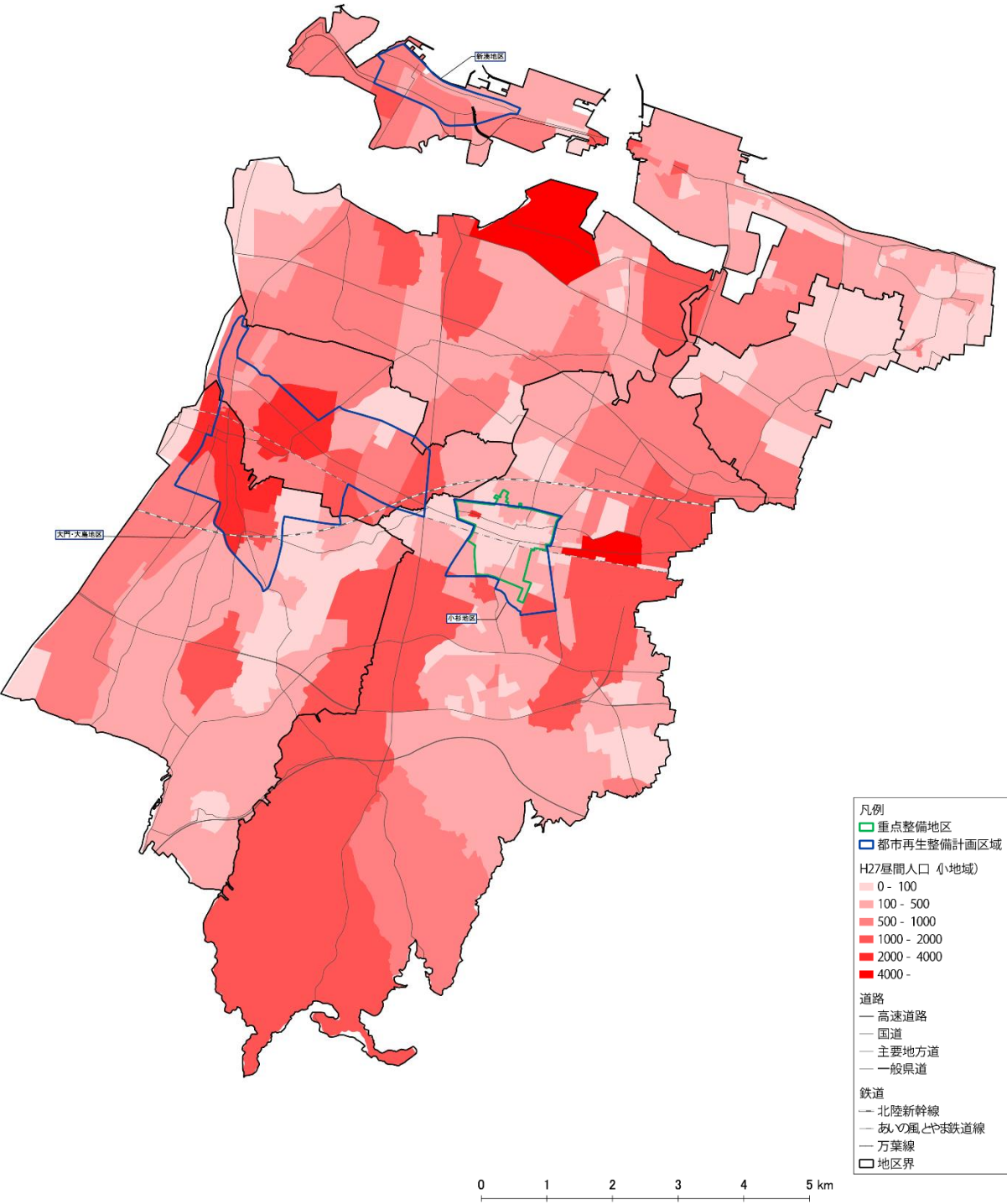
重点整備地区（小杉駅周辺地区）周辺には市全体の概ね1割弱、都市再生整備計画区域（小杉地区）周辺には市全体の概ね1割、都市再生整備計画区域（新湊地区）周辺には市全体の概ね5%、都市再生整備計画区域（大門・大島地区）周辺には市全体の概ね2割弱の昼間人口が分布する。

表 昼間人口分布状況（重点整備地区・都市再生整備計画地区周辺）

	重点整備地区 （小杉駅周辺地区） 人口（構成比）	都市再生整備計画 （小杉地区） 人口（構成比）	都市再生整備計画 （新湊地区） 人口（構成比）	都市再生整備計画 （大門・大島地区） 人口（構成比）
地区及び周辺	7,706 (8.7%)	8,918 (10.1%)	4,971 (5.6%)	15,463 (17.5%)
その他	80,676 (91.3%)	79,464 (89.9%)	83,411 (94.4%)	72,919 (82.5)
計	88,382 (100.0%)	88,382 (100.0%)	88,382 (100.0%)	88,382 (100.0%)

資料）国勢調査（平成27年）

図 昼間人口分布状況



（6）高齢者人口の分布状況

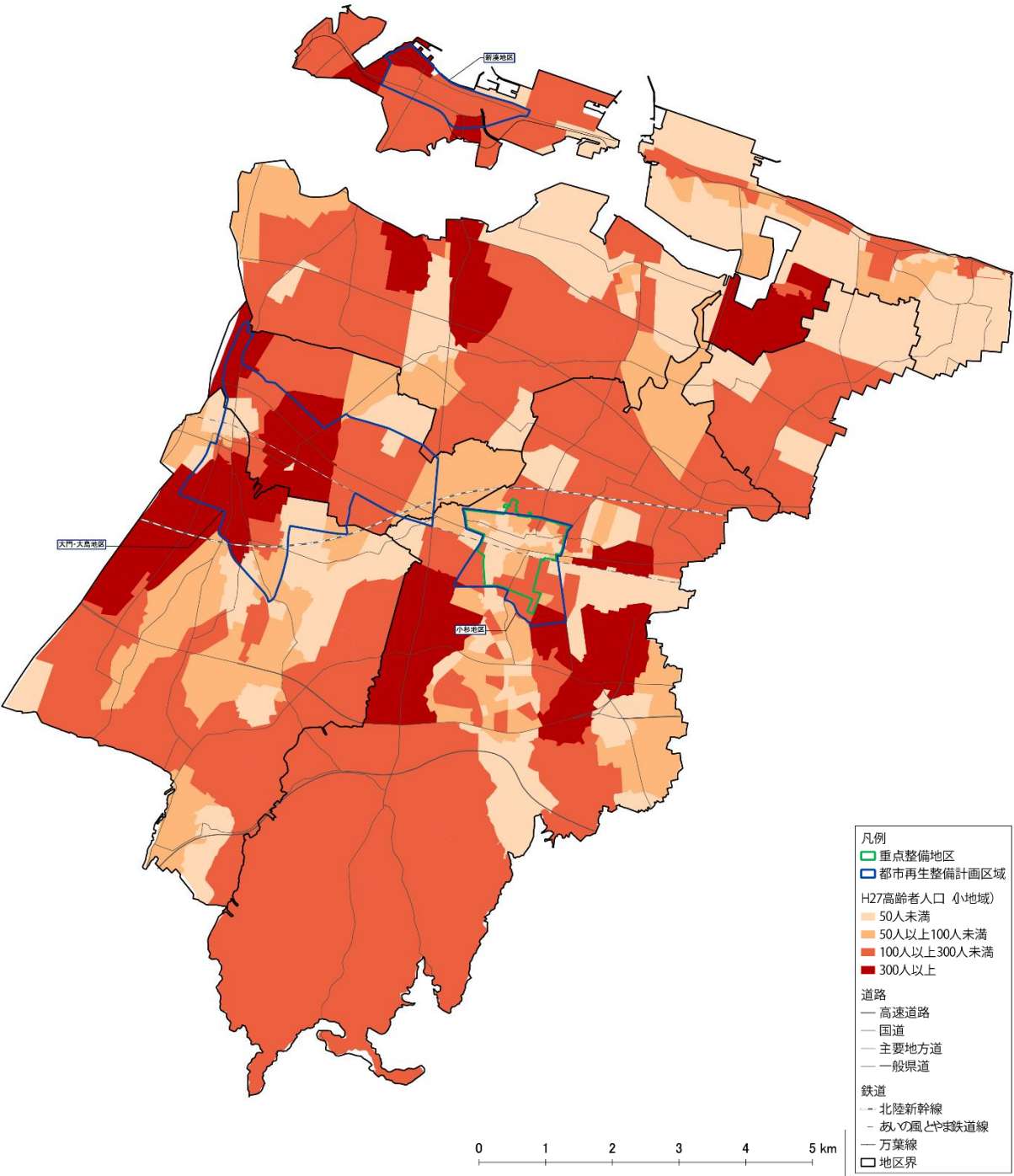
重点整備地区（小杉駅周辺地区）周辺及び都市再生整備計画区域（小杉地区）、都市再生整備計画区域（新湊地区）周辺にはそれぞれ市全体の概ね1割、都市再生整備計画区域（大門・大島地区）周辺には市全体の概ね2割弱の高齢者人口が分布する。

表 高齢者人口分布状況（重点整備地区・都市再生整備計画地区周辺）

	重点整備地区 （小杉駅周辺地区） 人口（構成比）	都市再生整備計画 （小杉地区） 人口（構成比）	都市再生整備計画 （新湊地区） 人口（構成比）	都市再生整備計画 （大門・大島地区） 人口（構成比）
地区及び周辺	2,898 (11.0%)	3,121 (11.8%)	2,751 (10.4%)	4,806 (18.2%)
その他	23,559 (89.0%)	23,336 (88.2%)	23,706 (89.6%)	21,651 (81.8%)
計	26,457 (100.0%)	26,457 (100.0%)	26,457 (100.0%)	26,457 (100.0%)

資料）国勢調査（平成27年）

図 高齢者人口分布状況



V. 住民意向の把握について

V-1 既往アンケート調査結果の概要

(1) 射水市の公共交通に関する市民アンケート調査

① 調査期間

・平成30年（2018年）9月～10月

② 調査対象

・射水市民（住民基本台帳から無作為抽出により3,000世帯を抽出）

③ 配布・回収結果

配布数	3,000（世帯）
回答数	1,501（世帯）
回答率	50.0%

④ 調査結果（抜粋）

○ 目的別交通手段

・通学目的での公共交通の利用率が概ね5割を超える一方、通学以外の目的では自動車の利用がほとんど

○ 外出頻度

- ・通勤や通学は、週5日以上がほとんど
- ・買い物は、週1日以上がほとんど
- ・趣味娯楽は、週1日以上が過半
- ・通院は、月1日以上が過半

○ 主な目的地施設（全手段：上位：30位）

・全体的に商業施設への移動が著しく多いほか、医療施設への移動も多い

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 調査期間

・平成29年（2017年）7～9月

② 調査対象

・本市在住の65歳以上の男女（無作為抽出）

③ 配布・回収結果

配布数	5,100
回答数	3,499
回答率	68.6%

④ 調査結果（抜粋）

○ 現在の場所に住んでいるうえでの困りごと（複数回答）

・外出目的や外出手段の不便さが上位を占める（「商店が近くにない」、「病院が近くにない」、「公共交通機関が近くにない」）

○ 外出頻度（単数回答）

・高齢者の外出頻度は、週5回以上が最も多く全体の約5割
・高齢者のほとんどが、週1回以上外出

○ 外出する際の移動手段（複数回答）

・高齢者の移動手段は、自動車（自分で運転）が最も多く全体の約7割
・徒歩や自転車も全体の約4分の1以上

(3) 障がい者福祉に関するアンケート調査

① 調査期間

- ・平成29年（2017年）7月

② 調査対象

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者（4,643人）の約2割を抽出

③ 配布・回収結果

配布数	958
回答数	506
回答率	52.8%

④ 調査結果（抜粋）

○ 日中の過ごし方（複数回答）

- ・障がい者の日中の過ごし方は、自宅が最も多く全体の約5割
- ・何らかの目的（仕事、病院通院、福祉施設、施設・病院、特別支援学校、地域の小中高、幼稚園通園施設の累計）で外出する障がい者も、概ね5割

○ 外出する際の交通手段（複数回答）

- ・障がい者の交通手段は、自家用車が最も多く全体の約7割
- ・他の交通手段（バス、タクシー、徒歩、電車、自転車）は、それぞれ全体の1割前後

○ 外出目的（複数回答）

- ・障がい者の外出目的は、主に通院や買い物

V-2 関係者ヒアリング調査(案)の概要

(1) 関係者ヒアリング調査の目的 (案)

バリアフリーマスタープランの策定に際し、高齢者・障がい者等の移動制約者から、利用頻度の高い生活関連施設や生活関連経路に関する意見を聴取するとともに、様々な立場からの生活関連施設や生活関連経路の問題点やバリアフリー化に対する要望等を把握することを目的とする。

(2) 調査対象 (案)

表 調査対象 (案)

○ 高齢者関連	・射水市老人クラブ連合会 ※
○ 障がい者関連団体	・射水市身体障害者協会 ※ ・射水市視覚障害者協会 ・射水市聴覚障害者協会 ※ ・射水市手をつなぐ育成会 ※ ・射水市肢体不自由児・者父母の会 ・地域家族会いみず野
○ 子育て関連団体	・射水市母親クラブ連絡協議会 ※

※ 射水市バリアフリーマスタープラン策定協議会委員所属団体

(3) 調査時期 (案)

- ・2019 年 10 月初旬から中旬を想定

(4) 調査内容 (案)

表 調査内容 (案)

調査内容	活用方法
○ 移動等円滑化促進地区 (案) 内を主体とする相当数の高齢者・障がい者等が利用する施設の確認	・生活関連施設の絞り込み
○ 移動等円滑化促進地区 (案) 内を主体とする相当数の高齢者・障がい者等が利用する施設間の移動が徒歩で行われる経路の確認	・生活関連経路の絞り込み
○ 相当数の高齢者・障がい者等が利用する施設や経路を利用する際の問題点の確認	・ハード施策 (案)・ソフト施策 (案) の検討
○ バリアフリー化に対する要望の確認	

V-3 まち歩き点検(案)の概要

(1) まち歩き点検の目的 (案)

バリアフリーマスタープランの策定に際し、想定される生活関連施設(案)や生活関連経路(案)の現地踏査を実施することで、これらの具体的な問題点を明確化するとともに、移動制約者や施設管理者による問題点の共有を図ることを目的とする。

(2) 参加者 (案)

表 参加者 (案)

○ 移動制約者	・ 高齢者 ・ 障がい者 ・ 子育て世代
○ 施設管理者	・ 公共交通事業者 ・ 道路管理者 ・ 施設管理者
○ 事務局	

(3) 調査時期 (案)

・ 2019 年 10 月中旬～11 月上旬を想定

(4) 点検内容 (案)

表 点検内容 (案)

調査内容	活用方法
○ 生活関連施設 (案) の問題点の確認 (移動円滑化基準を基に確認)	・ ハード施策 (案) ・ ソフト施策 (案) の検討
○ 生活関連経路 (案) の問題点の確認 (移動円滑化基準を基に確認)	
○ 移動制約者や施設管理者による問題点の共有	・ バリアフリー関連施策の促進